

# 02

## 経営管理体制

### ガバナンス

相互会社運営	42
経営管理体制	47
コーポレートガバナンスへの取組み	48
社外取締役インタビュー	50
取締役・執行役・執行役員	52
内部統制システム	57
ERM・リスク管理体制	59
IT ガバナンス	64
ディスクロージャー	65

### コンプライアンス

コンプライアンスの推進	66
-------------	----

ガバナンス

# 相互会社運営

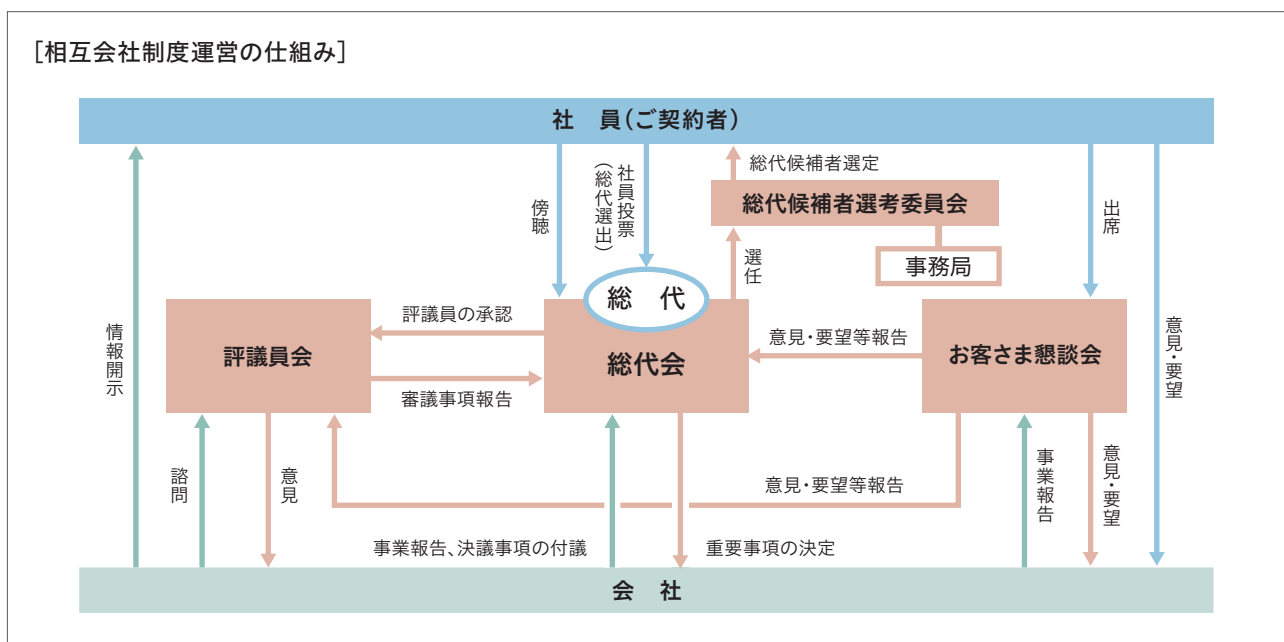
## 相互会社制度運営の仕組み

保険会社の会社形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は保険業法に基づいて設立された「相互会社」です。

相互会社とは、ご契約者<sup>※</sup>を「社員」とする社団法人です。ここでいう「社員」とは、社団法人たる会社の構成員のことをいい、株式会社の場合は「株主」がこれに相当します。なお、平成28年度末の社員数は約666万人となっています。

当社は「相互会社」形態で運営されている「みなさまの会社」です。「総代会」を中心に「総代候補者選考委員会」、「評議員会」、「お客さま懇談会」の各機関が連携し「相互会社制度運営」の充実を図ることで、ご契約者のみなさまのご意見・ご要望がより経営に反映されるよう努めています。

※剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者を除く



## 総代会

「社員」お一人おひとりが会社の運営に直接ご参加いただくためには、「社員総会」を開催しなければなりません。しかし、全国の約666万人の社員のみなさまが一堂に会する「社員総会」を開催することは、現実的には困難です。

そこで、保険業法の定めるところにより、社員の代表として選出された「総代」で構成される「総代会」を設置し、最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項について審議および決議を行ないます。

### 第70回定時総代会

平成29年7月4日に開催された第70回定時総代会において、次の事項の報告および決議が行なわれました。

#### ● 報告事項

1. 平成28年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件
2. 相互会社制度運営に関する報告の件

#### ● 決議事項

- 第1号議案 平成28年度剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 基金募集および定款一部変更の件
- 第3号議案 評議員承認の件
- 第4号議案 取締役11名選任の件

## 第70回定時総代会(平成29年7月4日)開催内容(概要)

平成29年7月4日、ザ・プリンス パークタワー東京(東京都港区)にて、第70回定時総代会を開催しました。

当日は、平成28年度の事業報告および決算概要を報告した後、3カ年計画「MYイノベーション2020」の概要を説明しました。

また、相互会社制度運営に関する報告のなかでは、全国の支社等92会場で開催した「平成28年度お客さま懇談会」に出席された総代から、「対面のアフターフォローの本質を大事にしつつ、社会の変化等に応じて、新たな要素を取り入れてほしい」「懇談会では年齢・性別・職業等が異なる出席者が、それぞれの立場から積極的に意見を述べていた」等のご意見・ご感想をいただきました。続いて、あらかじめ書面でいただいたご質問や当日席上でのご質問に回答したのち、決議事項4件について審議を行ない、いずれの議案も原案どおり承認可決されました。



項目	開催内容
開催日時	平成29年7月4日(火)10時00分～12時00分(所要時間120分)
総代数	218名(定数222名)
出席者数	178名・出席率81.7% (委任状による出席40名を含めて218名・出席率100%)
議長	取締役 代表執行役社長 根岸 秋男
議題・決議の結果等	<b>1. 報告事項</b> (1)平成28年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結貸借対照表、連結損益計算書および連結基金等変動計算書報告の件 (2)相互会社制度運営に関する報告の件 <b>2. 決議事項</b> 第1号議案 平成28年度剰余金処分案承認の件(賛成過半数で原案どおり承認可決) 第2号議案 基金募集および定款一部変更の件(賛成4分の3以上で原案どおり承認可決) 第3号議案 評議員承認の件(賛成過半数で原案どおり承認可決) 第4号議案 取締役11名選任の件(賛成過半数で原案どおり承認可決)
質疑応答	質問者数23名・質問数51問 (うち事前書面質問者数21名・質問数45問、席上質問者数4名・質問数6問) *質疑応答におけるご質問とその回答の内容については、次ページ以降をご覧ください。
傍聴	傍聴者数22名(うち議場内傍聴者数22名、議場外の傍聴者数0名)

## 第70回定時総代会(平成29年7月4日開催)におけるご質問と当社回答

[あらかじめ書面でいただいたご質問と当社回答]

Q	●人口減少により国内の生命保険マーケットが縮小するなか、10年後、20年後に想定する基礎利益の水準を教えてください。
A	生産労働人口の減少等から、死亡保障マーケットは縮小傾向にあると見込んでいます。こうした環境認識をふまえ、「MYイノベーション2020」では、国内生命保険市場における4つの成長マーケットとして、「高齢者・退職者」「女性」「医療・介護等」「投資型商品」を位置付け、積極的に商品・サービスを提供することや、海外保険市場での収益拡大により、現在の利益水準を確保しつつ、持続的かつ安定的な成長をめざしていきます。

Q	●平成28年度の経常利益は増加したが、経常収益、経常費用はともに減少している。来年度以降の業績見通しを教えてください。
A	平成28年度は、超低金利環境をふまえ、資産・負債の計画的なコントロールを実施した結果、経常収益、経常費用は概ね計画どおりの減少となっています。なお、経常利益から「キャピタル損益」と「臨時損益」を控除した基礎的な期間収益である基礎利益は増加しました。今後、金融環境が大きく変わらなければ、外貨建保険や第三分野商品、スタンコープ社等の業績貢献や資産運用の高度化等により、中期経営計画期間を通じて増収増益基調を確保する見通しです。

Q	●「連結」の経常利益が「単体」より少ない要因を教えてください。
A	連結対象会社に関する利益計上の方法が、「単体」と「連結」で異なることが主な要因です。連結対象会社から受領した配当金は、単体では経常利益に含みますが、連結では、重複計上を避けるために、利益に計上していません。また、連結では連結対象会社に関する「のれん」の定期償却費用を計上します。この結果、連結経常利益が単体経常利益より少なくなっています。

Q	●トランプ政権発足に伴う、当社および米国子会社への影響について教えてください。
A	現時点で、当社および米国子会社への影響は生じていません。ただし、今後のトランプ政権の具体的な政策を受けて、米国のビジネス環境等が変化する可能性もあることから、引き続き動向を注視していきます。

Q	●29歳以下の総代がないが、これを是正する対策を教えてください。
A	社員の構成では29歳以下が約5%となっています(平成28年度末時点)、現時点で29歳以下の総代はいらっしゃいません。20代の社員は、生命保険加入から間もなく、生命保険に興味を持ち始めたばかりの方が多く、これが要因ではないかと考えています。こうした状況をふまえ、若年層にも保険事業や総代に対する関心を高めていただくことが重要と考えており、情報提供の工夫や、毎年全国の支社等で開催するお客さま懇談会においても、若年層の参加者を増やすなど、さまざまな取組みを行なっています。



Q	<p>● 高齢社会の進展をふまえた、商品開発の方向性を教えてほしい。健康増進に向けた自助努力を支援する商品・サービスを検討してほしい。</p>
A	<p>高齢社会の進展に伴って中高年齢層の医療・介護ニーズが高まっていることをふまえ、シンプルでわかりやすい医療・介護商品の開発を検討しています。</p> <p>また、お客さまの健康増進に向けた自助努力を支援する商品の開発・検討が活発化しており、当社でも健康情報を活用した新たな商品・サービスの開発に向けて検討を進めています。</p>

Q	<p>● 病気やケガ等で将来働くことが困難となった子どものために、年金形式で支払われる遺族保障商品を検討してほしい。</p>
A	<p>「ベストスタイル」の特約として、万一の場合に、ご遺族に所定の期間年金をお支払いする「家計保障年金特約」を提供しています。その他の商品・特約においても、死亡保険金等を所定の条件のもとで、一時金ではなく年金形式でお支払いする制度をご用意しています。</p>

Q	<p>● 金融機関窓販チャネルにおいても、当社の「アフターフォロー」の考え方を浸透させることが必要ではないか。また、今後の同チャネルの方向性について教えてほしい。</p>
A	<p>銀行窓販チャネルにおいては、当社と代理店が協働してアフターフォローを提供する「コラボレーションサービス」を推進しており、日常の活動を通じてその浸透に努めています。</p> <p>今後は、外貨建保険の販売など、商品ラインアップを拡充するとともに、ご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」の充実等による事務・サービスの高度化や営業支援態勢の強化に取り組んでいきます。</p>

Q	<p>● 若年層向け商品である「ライト！シリーズ」が評価されている点を教えてほしい。</p>
A	<p>「かんたん保険シリーズ ライト！ By明治安田生命」は、発売以来幅広い層にご好評をいただいております。平成29年5月末までに32万件を超えるご契約をいただいております。そのなかでも最も販売件数の多い「明治安田生命じぶんの積立」は、低金利環境が継続するなかで、①満期時の受取率が103%、②解約時の返戻率が常に100%以上、③1口5,000円から積立できる点が評価され、若年層のみならず多くのお客さまにご加入いただいております。</p>

Q	<p>● 超低金利環境をふまえた、今後の貯蓄性商品の開発の方向性を教えてほしい。</p>
A	<p>超低金利環境の継続に伴い、貯蓄性商品のラインアップの見直しや予定利率の見直しを順次実施しており、若年層を中心とした小口の積立ニーズにお応えするため、平成28年10月から「明治安田生命じぶんの積立」を発売しました。さらに、為替リスク等を取っても高い利回りを追求したいとのニーズに応えるために、新たな投資型商品として、外貨建保険を平成29年8月に発売予定です。</p> <p>今後も市中金利等の状況を注視しつつ、お客さまの貯蓄性商品のニーズをふまえた商品ラインアップの充実に取り組めます。</p>

Q	<p>● 病気やケガによる保険金等の請求が発生しなかった場合に、お祝金が支払われる商品を提供してほしい。</p>
A	<p>一定の期間、入院給付金等の受け取りがない場合に、いわゆる「無事故給付金」が支払われる商品は、一定のニーズがあると認識していますが、「無事故給付金」が支払われない商品と比較して、一般的に保険料が高くなるため、お客さまのニーズと保険料のバランスを考慮する必要がありますと考えています。</p> <p>今後も、多様化するお客さまニーズに応えられるよう商品開発に努めていきます。</p>

Q	<p>● 日帰り手術に対応できる医療保障があるか教えてほしい。高齢者向けのわかりやすい商品を検討してほしい。</p>
A	<p>「ベストスタイル」「メディカルスタイル F」の特約として、入院を伴わない日帰り手術や放射線治療を保障する「外来時手術保障特約」を提供しています。</p> <p>また、シニア層のニーズをふまえ、シンプルでわかりやすい医療保険の開発を検討しています。</p>

Q	<p>● 今後、個人型の確定拠出年金(iDeCo)を取り扱う予定があるか教えてほしい。</p>
A	<p>個人型の確定拠出年金(iDeCo)については、平成14年1月の制度発足時から取り扱っており、現在は専用チラシの配布等を通じ、当社ホームページやコールセンター経由でお申し込みを受け付けています。また、平成29年1月からの利用対象者の拡大に伴い、投資初心者向けに運用商品を厳選して、運営管理手数料を抑えた新プランを提供し、新しいお客さまにご加入いただけるよう取り組んでいます。</p>

Q	<p>● 有効求人倍率が上昇しているなか、営業職員の定着率の向上にどのように取り組んでいるか教えてほしい。</p>
A	<p>前中期経営計画では、営業職員数が約2,000人増加しましたが、定着率の向上が主な要因です。</p> <p>また、採用環境の激化をふまえ、平成29年8月からスタートする新営業職員制度では、入社時給与を業界トップレベルに引き上げ、競争力を高めます。さらに、アフターフォロー等を着実に遂行する営業職員には、固定給を引き上げて安定的な処遇を実現し、高能率で契約の継続状況が良好な営業職員は、より高い水準の処遇が得られる体系としています。</p> <p>あわせて、初期育成組織・育成指導者の増強、教育手法の充実など、育成態勢を強化して、定着率のいっそうの向上を図っていきます。</p>

Q	<p>● 所属長が営業職員を評価する新制度のねらいと、顧客よりも上司の方を向いて仕事をする懸念を取り除く対策について教えてほしい。</p>
A	<p>新営業職員制度では、アフターフォロー活動等の実績評価に加えて、所属長が個々の営業職員のお客さま対応品質を定性的に評価し、処遇に反映する仕組みを導入しています。この評価の対象は、お客さま対応時のマナー、苦情等の「お客さまの声」、コンプライアンス、営業プロセスの取組状況としており、高い水準のお客さま対応力と販売スキルを兼ね備えた、優秀な人材の育成・確保がねらいです。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人契約における成立前確認の省略基準や、不成立となる基準について教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>契約成立前の確認については、一定の基準を設けて省略していますが、支社の裁量による省略は行なっていません。</p> <p>事前確認の結果、法人の实在や被保険者の在籍が確認できない場合等には、契約をお断りさせていただくケースがありますが、具体的な不成立の基準については開示しておりません。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「明治安田生命＝アフターフォロー」のイメージ定着のため、また、お客さま満足度の向上を図るための取組みについて教えてほしい。</li> <li>● 「MY長寿ご契約点検制度」の実施等が、お客さま満足度の向上につながっていると考えており、今後もこうした取組みを進めてほしい。</li> </ul>
A	<p>「明治安田生命＝アフターフォロー」のイメージの定着、およびお客さま満足度の向上に向けた重点的な取組事項として、営業職員を通じたホスピタリティある「定期点検活動」等の取組み、「MY長寿ご契約点検制度」や「MY安心ファミリー登録制度」の取組み、テレビCMや新聞広告等によるPR等を実施しています。</p> <p>今後もお客さま満足度の向上に向けて取組みを強化していきます。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>● お客さま満足度について、満足度が過去最高値となり、不満が減少しているが、その要因をどのように分析しているか教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>平成17年の行政処分以降、お客さまを大切にする会社の実現に向け、「お客さまの声」を政策に反映するとともに、従業員によるボトムアップ活動を通じた企業風土の醸成に努めてきました。その結果、全従業員に、お客さまを大切にする意識が着実に浸透するとともに、アフターフォローの充実に向けた行動の実践につながっています。このような、お客さまを大切にする取組みの地道な積み重ねがお客さまに評価され、お客さま満足度の向上、および不満の減少につながったと考えています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独居の高齢者の保険金等手続きにおける今後の対応策について教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>ご高齢のお客さまには、定期訪問のほかに、「MY長寿ご契約点検制度」により長寿の節目に、保険金・給付金等のご請求の有無を当社から能動的に確認しています。また、ご契約者と連絡がつかない場合の確認先として「第二連絡先」の登録を進めています。なお、独居で高齢のお客さまが、ご自身では入院給付金等のお手続きが困難な場合等には、あらかじめご指定いただいた代理請求人からお手続きいただける制度を取り扱っています。</p> <p>さらに、独居のお客さまがお亡くなりになった事実を当社が把握した場合、死亡保険金受取人にご連絡し、ご請求をご案内しています。死亡保険金受取人にご連絡がつかない場合は、役場照会等により調査しています。平成30年4月からは、死亡保険金受取人のご住所等を登録いただく制度を開始し、迅速・確実なお手続きに繋げていきます。</p>

Q	<p>●お客さま懇談会で、高齢の参加者から、タブレット端末を利用した事務手続きが難しいとの意見があったが、会社の考え方を教えてほしい。</p>
A	<p>お手続きの簡素化・迅速化、不備の縮減等の実現に向け、タブレット型端末による電子手続きを導入しています。また、お客さまがスムーズにお手続きいただけるよう、営業職員への教育・指導や電子画面の表記・表現もわかりやすい記載とする取組みを進めています。</p> <p>お手続きを実施されたお客さまのご意見等を参考に、引き続きタブレット端末の使いやすさや電子手続きのわかりやすさの向上に努めていきます。</p>

Q	<p>●ホームページで、契約内容や給付金の請求可否が確認できるようにしてほしい。</p>
A	<p>ご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」に登録いただくことで、契約内容をご確認いただくことが可能です。また、入院や手術をされた場合の給付金の請求可否の判定機能や、給付金額の試算機能の導入に向けて、開発を進めています。</p>

Q	<p>●保険料のクレジットカード払いの導入を検討してほしい。</p>
A	<p>保険料のお払込方法を給与引去りとするご契約等では、第1回保険料を現金でお払込みいただいておりますが、現中期経営計画期間中にクレジットカードでのお払込みの導入を予定しています。一方で、クレジットカード払いは、口座振替に比べて利用手数料が高い収納方法であり、ご契約後2回目以降の保険料については、現時点ではクレジットカード払いの導入は予定していません。</p>

Q	<p>●省資源・省力化の観点から、約款等に関してインターネットの活用等による簡素化を検討してほしい。</p>
A	<p>お客さまの利便性向上と紙資源の削減のため、平成26年6月発売の「ベストスタイル」から、ご契約時におわたしする「約款」をホームページ上で閲覧できる仕組みを導入し、以降、順次対象商品を拡大しています。</p> <p>また、ご契約者専用WEBサイト「MYほけんページ」でも、ご契約者の契約内容に即した約款を閲覧できる機能を一部追加し、利便性を向上しています。</p>

Q	<p>●スマートフォンのアプリの活用など、健康増進等のサービスについて教えてほしい。</p>
A	<p>平成29年6月から、企業・団体の「健康経営」を支援するため、ヘルスケア分野のスタートアップ企業であるFiNC社との共同開発による、健康経営支援プログラム「MY健康増進サービス」をスタートしました。同プログラムでは、従業員の日々の健康活動・身体データをもとに、人工知能を活用して、個人ごとに最適化した運動や食事のアドバイスをを行なう、スマートフォンのアプリ等を提供しています。引き続き、新たなテクノロジーや健康情報等を活用した、商品・サービスを検討していきます。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>•未婚者や事実婚など、ライフスタイルが多様化しているが、生命保険契約の受取人に親族以外を指定できるか教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>ご契約者と、指定された保険金受取人との関係等を確認したうえで、親族以外の方を指定できる取扱いとしています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>•将来、介護型療養病床が廃止される可能性があるが、療養病床で入院した場合の給付金の取扱いについて教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>入院給付金等のお支払いについては、病床の種類による一律的な区分はしておらず、「医療法に定める病院または入院施設を有する診療所・クリニック」への「治療を目的とした入院」であることを条件にしています。ただし、公的介護保険のみが適用される入院の場合は、一部の特約でお支払いの対象外となります。</p> <p>今後も治療目的である入院等を保障対象とする現行取扱いを継続する予定です。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>•日本を代表する企業が海外投資の失敗により巨額の赤字を計上しているが、当社の海外投資戦略について教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>海外投資戦略においては、当社の「健全性」を損なわないよう経営体力等を勘案のうえ、「収益性」、「成長性」の観点から取組案件を厳選しています。また、投資後は想定した投資効果が得られているかどうかを常時検証する態勢を構築しており、当社による適切なガバナンス態勢のもと、投資先の収益力向上に努めています。なお、現在の海外保険事業は概ね順調に推移しています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>•スタンコープ社の業績が好調である要因を教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>平成28年度は、団体保険分野を中心に新契約販売等が良好に推移したことから、2期連続で増収を確保しました。また、グループ基礎利益への貢献額も約240億円となり、グループ業績の安定成長に寄与し、買収時の想定を上回る実績を確保しています。その背景には、同社の強みである、「ブローカーチャネルとの強固な信頼関係」、「盤石な顧客基盤」、「堅実なビジネスモデル」、さらに、「当社同様にお客さまを大切にする企業理念を掲げ、それが広く浸透・定着していること」等が挙げられます。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>•資産運用における成長分野への取組みについて教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>平成29年4月にスタートした中期資産運用計画では、平成29年3月まで取り組んできた「成長分野への投融資」の発展形として、今後3年間で5,000億円を目標とした「サステナビリティ投融資」に取り組んでいきます。取組みの例としては、環境保護・社会問題の解決等を資金用途とする債券への投資や、コーポレートガバナンスに着目したファンドへの投資等の、いわゆるESG分野に加え、鉄道・航空機等のインフラ整備や再生可能エネルギー関連のほか、地方創生やイノベーション分野への投融資等を想定しています。</p>



Q	<p>● 超低金利環境が継続するなか、資産運用面での新たな取組みがあれば教えてほしい。</p>
A	<p>国内の超低金利環境下での収益力向上への対応として、平成29年4月からスタートした中期資産運用計画に基づいて、クレジット投融資の強化に本格的に取り組んでいます。向こう3年間で国内8,000億円、海外8,000億円の計1兆6,000億円の投融資を計画しており、取組みを支える態勢整備の一環として、平成29年4月に国内外のクレジット資産を所管する「クレジット投資部」を新設し、また個別案件の審査業務の強化のため、運用審査部に「海外運用審査グループ」を新設しました。</p>

Q	<p>● 明治安田アセットマネジメントを通じた運用割合と他社の運用成果との比較について教えてほしい。</p>
A	<p>当社の資産運用は基本的に明治安田生命本体で行なっています。子会社である明治安田アセットマネジメントを通じた運用金額が一般勘定資産に占める割合は、平成28年度末で1%程度です。</p> <p>なお、明治安田アセットマネジメントにつきましては、定量的な実績面で評価されていることに加え、定性的にも高い評価をいただいております、他の資産運用会社と比較しても遜色ないものと考えています。</p>

Q	<p>● AI(人工知能)を活用した保険相談、保険商品の開発、サービス提供の検討状況について教えてほしい。また、人件費削減の観点からの活用について、検討状況を教えてほしい。</p>
A	<p>保険引受や支払査定等の「判断業務」に加え、お客さまや営業拠点等からの「照会対応業務」、データ分析から新たな施策を立案する「行動提案業務」の3つを人工知能の活用領域に定め、保険引受、支払査定、資産運用、営業職員チャネル等への活用を中心に、実装に向けた具体的な検討、実証実験を進めています。特に判断業務におけるAIの活用は、業務効率化と将来の要員の削減や、より創造的な分野への要員のシフトに繋がると考えています。</p>

Q	<p>● 多くの女性が活躍するために、「働き方改革」で工夫している制度や退職者再雇用等について教えてほしい。</p>
A	<p>平成28年度から「働き方改革」を展開し、会社を挙げて業務の効率化・余力の活用等を推進しています。また、フレックスタイム制等の勤務時間の弾力化に加えて、テレワークの活用等により多様で柔軟な働き方を選択できるような職場環境づくりを推進し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めています。</p> <p>退職者再雇用としては、結婚・出産、配偶者の転勤や育児等により退職した元職員の再入社を認める制度を準備しています。制度登録者数は258人、平成29年4月の再入社実績は2人となっています。</p>

Q	<p>● オリンピック開催を控え、スポーツが盛り上がっているが、当社もスポーツへ積極的な支援をしてほしい。</p>
A	<p>「地域社会への貢献」との観点から、平成27年にJリーグと「タイトルパートナー契約」を締結しました。全国86支社等が全54クラブ等と個別にスポンサー契約を締結し、地域のみなさまと一緒に地元クラブを応援するとともに「小学生向けサッカー教室」を開催しています。また、「次世代トップアスリート 応援プロジェクト ～めざせ世界大会～」として、若手アスリートに対する支援を実施しています。現在、オリンピック特別強化指定選手を含む計7名のアスリートを支援しています。</p>



Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Jリーグの「タイトルパートナー契約」など、今後もスポーツ・芸術・文化等で地域に根差した社会貢献を続けてほしい。</li> </ul>
A	<p>今後もJリーグ支援の強化等を通じて、地域社会の活性化に繋がるスポーツ支援を推進します。なお、文化・芸術の振興については、公益財団法人明治安田クオリティオブライフ文化財団を通じて、公募による地域の伝統文化維持や後継者育成費用助成を実施しています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無料のLINEスタンプの追加配信を検討してほしい。</li> </ul>
A	<p>幅広い世代のコミュニケーションツールとして活用されているLINEの公式アカウントを開設し、スタンプを配信しました。配信したスタンプは16種類で、当社商品キャラクターの「ライト!くん」「うさりん」「かめろん」を使用することで、当社の存在をより身近に感じていただける内容にしており、約340万人にダウンロードいただいています。今後第2弾のスタンプ配信を予定しています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「子どもの名前調査」等の多種多様なアンケートを実施しているが、テーマの選定基準や費用対効果について教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>アンケート調査は、当社の取組みや社会情勢等をふまえ、多くの方々に関心を持っていただけるようなテーマを選定し、「子どもの名前調査」「いい夫婦の日」「理想の上司」に関するアンケートなど、年6回実施しており、高い評価を得ています。</p> <p>テーマ選び・分析・報告書作成を当社職員が行っており、費用は社外業者のWEB調査費のみと、最小限にとどめています。</p> <p>効果は、調査結果が当社名とあわせて、多くのメディアで報道されており、当社の認知度・好感度向上に大きく貢献しているものと認識しています。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 近年の資金調達を目的を教えてください。また、今後の基金募集の見通しについて教えてください。</li> </ul>
A	<p>基金募集等を通じた資本増強は、自己資本を充実させ、経営基盤をよりいっそう強固なものとするのが目的であり、今後導入が予定される国際的な経済価値ベースのソルベンシー規制への対応もふまえて実施しています。今後3年間で自己資本を5,000億円拡大する予定です。資本増強は内部留保の積み増しが基本ですが、基金やその他の資本調達手段も一定程度活用しつつ財務基盤のさらなる強化を図る方針です。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 評議員会の審議事項を教えてください。また、総代に議事録を公開してほしい。</li> </ul>
A	<p>評議員会の審議事項は、総代会に報告するよう定款に定めており、議案書内に記載しています。昨年度は、決算関連に加えて、中期経営計画の策定等を審議しました。</p> <p>なお、評議員会は、社内決裁前の重要な経営方針に関する事項も審議していることから、現在は具体的な審議内容を社外公表していませんが、開示できる内容等について今後検討いたします。</p>

<b>Q</b>	<b>● 株主議決権について教えてほしい。スチュワードシップ活動について教えてほしい。</b>
<b>A</b>	<p>当社は資産運用の一環として株式投資も行なっていますが、株主議決権とは、当社が株式を保有している投資先企業に対する、株主の立場での議決権を意味しています。</p> <p>スチュワードシップ活動については、平成29年5月に日本版のスチュワードシップ・コードが改訂され、そのなかで第三者委員会設置などのガバナンス態勢の整備や個別の議決権行使結果の開示が求められ、個別議決権の行使結果の開示が適切でないと考えられる場合は、その理由を説明すべきとされています。当社は一般勘定と特別勘定で異なる議決権行使基準を有していますが、それぞれについて、個別の議決権行使結果の開示の方向性を慎重に検討しており、8月から9月を目途に検討結果を公表する予定です。</p> <p>また、機関投資家として長期的な視点から投資先企業の持続的な成長を支援することにより、その成果を享受し、お客さまに還元する取組みを展開していきます。</p>

<b>Q</b>	<b>● 海外保険事業を担う人財育成、海外子会社へのガバナンス強化やその他重視している取組みについて教えてほしい。</b>
<b>A</b>	<p>グローバル人財の育成については、前中期経営計画期間中に専門人財育成プログラムを策定し、評価や処遇の見直しのほか、積極的な職務ローテーション等を通じて人財強化を図ってきました。</p> <p>海外保険事業を支える優秀人財の確保は喫緊の課題であり、現中期経営計画においても、一定以上の語学力水準や海外勤務経験を設定し、採用・育成の両面から計画的な人財育成を推進しています。</p> <p>また、グローバルリーダーとなり得る人財の裾野の拡大および質の向上に加え、海外子会社等の経営管理に必要な専門性を有する人財の育成についても推進しております。</p> <p>なお、スタンコープ社とは経営層レベルの交流に加え、実務レベルにおいても、グローバル部門別会議やトレーニー派遣等を通じた交流を推進しています。</p> <p>ガバナンスについては、お客さま志向等の当社と共通の価値観を有するスタンコープ社の経営陣に業務執行を委ねる一方で、当社役職員を取締役として派遣し、取締役会等を通じた業務執行の監督やモニタリングを実施しています。</p> <p>また、海外子会社の重要事項の決裁にあたっては、当社が決定に関与し、当社の承認等が必要となる枠組みを構築するとともに、会計・内部監査・内部通報等の多岐にわたるモニタリングを実施しています。引き続き、経営陣や従業員との対話を基本に、グループ経営管理態勢の高度化を図っていきます。</p>

<b>Q</b>	<b>● 5月に世界規模でランサムウェアの被害が発生したが、当社におけるサイバー攻撃への対策について教えてほしい。</b>
<b>A</b>	<p>現時点までにランサムウェアによる被害は発生していません。サイバー攻撃への対策としては、外部機関による第三者評価をふまえ、ロードマップを策定のうえ、技術的・人的対策を実施しており、国内関連会社についても原則として共通の基盤に移行しています。また、サイバー攻撃対策のための専門組織を立ち上げ、社外の情報共有機関と連携のうえ、情報収集・定期的訓練・対応手順の高度化等に努めています。</p> <p>サイバー攻撃は日々高度化・増加しており、今後ICTを積極的に利活用していくなかで、会社経営上の最重要のテーマとして厳重に警戒するとともに、不断の態勢整備・対策の高度化に努めていきます。</p> <p>なお、当社の営業用端末には個人情報や業務データの保管・保存はしていません。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上場会社では、株主総会での議決権行使の状況を開示しているが、当社においては、総代会での決議状況を開示する予定があるか教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>現時点では、決議された旨の開示を行なっています。なお、当社では株式会社の開示状況を標準として情報開示を積極的に行なっており、引き続き上場会社のコーポレートガバナンスの対応状況等を参考に、総代会における決議状況の開示レベルを検討していきます。</p>

Q	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 今春、文部科学省による組織的な天下りに関して、当社顧問の報道があったが、就任の経緯とその人物および当社の現在の関係について教えてほしい。</li> </ul>
A	<p>行政機関や一般企業の出身者については、幅広い知見や職歴に基づく助言・支援等を目的に嘱託契約を締結しており、報道にあった当社顧問は、過去に法令に基づき適切に対応したうえで、当社嘱託等就業規則に則り非常勤嘱託として勤務していました。なお、当該顧問と現在は契約していません。</p>

### ▶ 総代会議事録の閲覧

総代会の議事録は、本社、法人部(総合法人部、公法人部、広域組織法人部)、支社(全国86支社・3マーケット開発部)に備え置いてあり、社員のみなさまは閲覧いただくことができます。また、当社公式ホームページで議事内容および質疑応答の要旨をご覧いただけます。

### ▶ 総代会傍聴制度

社員のみなさまに会社経営に対するご理解を深めていただくための制度で、総代会の傍聴を希望し、所定の期間内に書面でお申し込みいただいた社員は、原則として会場内または別室のモニター・テレビで総代会を傍聴することができます。

## 総代

社員の代表として選出される総代の定数は定款において222人と定めています。総代定数222人のうち200人は、地域別選出による120人(社員数に比例して全都道府県から1人以上を選出)と地域別選出によらない80人に配分し、地域、職業、年齢等を考慮し幅広く選ばれた総代構成となるようにしています。また、22人については、総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した「立候補制」(総代となることを希望される社員からの立候補を受け付け、総代候補者を選定する制度)により選出される総代です。

総代は、社員の意思を代表し、多様な視点から会社経営を監督するとともに、総代会に出席し、会社との質疑応答を通じた実質的な審議を行なうことが主な役割です。

総代定数については、こうした観点から、適正な水準であると考えています。

### 総代の選出について

- ・ 総代候補者選考委員会の推薦により選出される総代  
総代の選出にあたっては、総代定数222人のうち200人については、2年ごとに定数の半数を改選しています。総代候補者選考委員会は、次ページの「総代候補者選考基準」を定め、幅広い層の社員から選定した総代候補者を推薦します。
- ・ 立候補制により選出される総代  
22人については、総代候補者選考委員会が総代となることを希望する社員の立候補を受け付け、立候補者が選出数(22人)を超える場合は、次ページの地域ブロック別定員数に基づき抽選を行ない、総代候補者を選定します。

### ▶ 社員投票

総代候補者選考委員会で選定された総代候補者については、社員お一人おひとりによる「社員投票」を実施し、個々の総代候補者について総代として選出することに同意しないとする投票(不信任投票)数が、有権者数(社員投票を実施する年の7月末日現在の社員数)の10分の1に満たない場合は、総代に就任することが確定します。

総代の選出については、社員の総意が適正に反映され、総代の構成が広く各層を代表するものとなるよう選出するために、以上の方法が適切であると考えています。

## 総代候補者選考委員会

総代候補者選考委員会は、社員のなかから総代会で選任された総代候補者選考委員(10人以内)で構成されています。

当社は、総代候補者選考委員会の任務を補佐する総代候補者選考委員会事務局の事務局長を社外の人材に委嘱しており、総代候補者選考過程における会社からの独立性を確保するとともに、透明性の向上に努めています。

### 総代候補者選考委員選考基準

- ・当社の社員(ご契約者)であること
- ・公正・公平な観点から総代候補者の選考を行なうことができること
- ・生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代候補者選考委員会に出席可能であること
- ・当社との総代または役員もしくは職員ではないこと
- ・生命保険事業および相互会社運営に深い理解と関心を持ち、総代候補者選考委員としてふさわしい見識を有していること

総代候補者選考基準(抜粋)	立候補制の概要																								
<p><b>総代候補者の選考方針</b></p> <p>総代候補者の選考にあたっては、社員の総意を代表しうよう、地域、年齢、性別、職業、保険加入期間等の要素を考慮し、非改選の総代を含め全体として総代の構成が広く各層を代表するものとなるように選考する。</p> <p>あわせて、社会公共活動への参画の状況、お客さま懇談会等において表明された意見等を考慮して、当会社の経営に対する具体的意見の提言および総代会における実質的な審議を期待できるかどうかを判断し、次の視点から経営をチェックできる総代の構成となるように選考するものとする。</p> <p>(1) 消費者としての視点 消費者、生活者等の見地から経営チェックを行なう視点</p> <p>(2) 経営者としての視点 会社経営者の見地から経営チェックを行なう視点</p> <p>(3) 専門家としての視点 専門家の見地から経営チェックを行なう視点</p> <p><b>総代候補者の資格要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当社の社員(ご契約者)であること</li> <li>・総代会に出席可能であること</li> <li>・生命保険業に理解と関心をもち、社員の代表として、ふさわしい見識を有していること</li> <li>・他社の総代に就任していないこと</li> </ul>	<p><b>立候補資格</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立候補の受付期間の末日現在、社員資格を2年以上継続して有している個人のご契約者(当社および子会社等の役職員を除く)であることを要します。</li> </ul> <p><b>総代候補者の選定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・立候補者数が選出数22人を超えない場合は、立候補者を総代候補者として選定します。</li> <li>・立候補者数が選出数22人を超えた場合は、下記の地域ブロック別定員数に基づき、立候補の人数が定員数を超える地域ブロックについては、抽選により総代候補者を選定し、定員数を超えない地域ブロックについては、立候補者を総代候補者として選定します。また、定員数に満たない地域ブロックがある場合は、不足する候補者について、他の地域ブロックで候補者に選定されなかった立候補者のなかから抽選で選定します。</li> </ul> <p>[地域ブロック別定員数]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地域ブロック</th> <th>都道府県</th> <th>定員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道・東北</td> <td>北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>関 東</td> <td>茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川</td> <td>8人</td> </tr> <tr> <td>中部・北陸</td> <td>新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>近 畿</td> <td>三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>中国・四国</td> <td>鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>九州・沖縄</td> <td>福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td>22人</td> </tr> </tbody> </table>	地域ブロック	都道府県	定員数	北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2人	関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8人	中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4人	近 畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4人	中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2人	九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2人	合 計		22人
地域ブロック	都道府県	定員数																							
北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	2人																							
関 東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川	8人																							
中部・北陸	新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知	4人																							
近 畿	三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	4人																							
中国・四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知	2人																							
九州・沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2人																							
合 計		22人																							

## 評議員会

会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご要望等のうち経営に関する重要事項を審議する機関として「評議員会」を設置しています。評議員会は年3回開催し、審議事項を総代会において報告しています。

評議員は、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出され、評議員数は定款で20人以内と定められています。

### 平成28年度の評議員会審議事項

- 平成28年6月
- ・平成27年度決算の概要について
  - ・次期中期経営計画の方向性について
  - ・第69回定時総代会決議事項について
  - ・平成27年度開催の「お客さま懇談会」で寄せられたご意見・ご要望等のうち当会社の経営に関する重要な事項について
- 平成28年11月
- ・平成28年度上半期報告について
  - ・次期中期経営計画の検討状況について
- 平成29年2月
- ・平成28年度決算見通しについて
  - ・次期中期経営計画の概要について
  - ・ERMの経営への活用に向けた取組みについて



評議員会



## お客さま懇談会

業界に先駆けて昭和48年から「お客さま懇談会」を毎年全国で開催しています。平成28年度は平成29年1月から3月に、全国の支社等92会場で開催し、合計2,162人のご契約者にご出席いただきました。

平成28年度のお客さま懇談会は、「平成28年度上半期報告」、「中長期的な経営の方向性について」、「社会貢献活動への取組みについて」等についてご報告し、ご出席いただいたご契約者から7,751件の貴重なご意見・ご要望等をいただきました。

ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等については、総代会・評議員会等において報告するとともに、改善を要するご意見・ご要望等については、担当部が対応を検討し、経営会議の諮問機関である「お客さまの声」検証委員会を通じフォローを実施しています。

また、お客さま懇談会に出席された総代からは、ご出席者のご意見・ご要望等をふまえ、総代会において提言をいただいているほか、ご出席されたご契約者から総代が選出されるなど、お客さま懇談会と総代会が相互に連携する態勢としています。

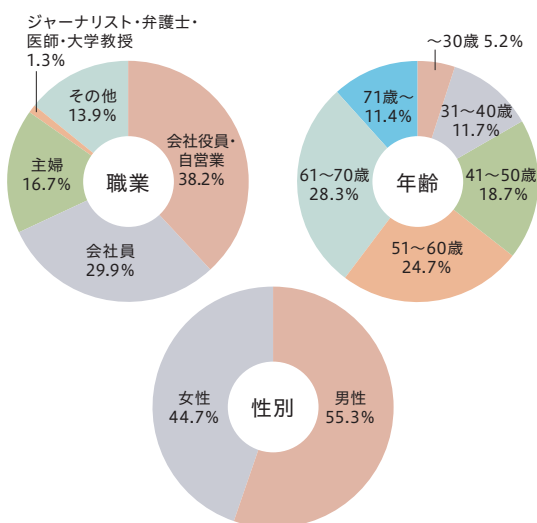
平成29年度のお客さま懇談会へのお申し込み方法等は、開催日前の一定期間、支社・営業所等の店頭でポスターを掲示するとともに、ホームページでもご案内しています。ご出席を希望されるご契約者は、お近くの支社・営業所等にお問い合わせください。



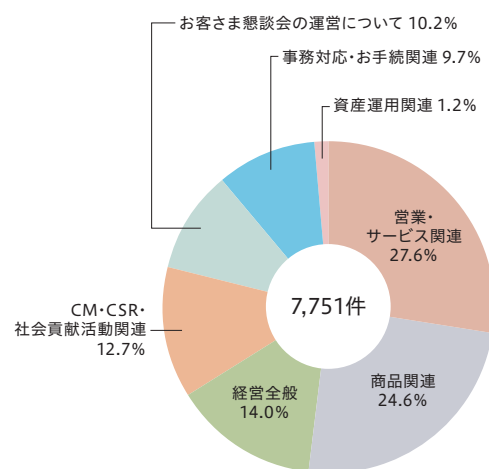
お客さま懇談会

### [平成28年度お客さま懇談会]

#### ご出席者(2,162人)の構成



#### ご意見・ご要望・ご質問等(7,751件)の内訳





## お客さま懇談会で寄せられた代表的な「ご意見・ご要望」と当社の対応状況

### ご意見・ご要望 「シンプルでわかりやすい保険商品を充実させてほしい」

近年の単身世帯や女性就業者の増加に伴い、若年層を中心に保険未加入者の増加や保険加入ニーズの多様化が進展していることをふまえ、「かんたん」「小口」「わかりやすい」をコンセプトとする新たな商品シリーズ「かんたん保険シリーズ ライト! By明治安田生命」(以下、「ライト!シリーズ」と記載)を平成28年10月に創設しました。「ライト!シリーズ」は、新たに発売した、手軽にはじめられ、満期保険金のある積立保険「明治安田生命じぶんの積立」と、手軽に一生にわたる万一の保障をご準備いただける、小口の終身保険「明治安田生命ひとくち終身」の2商品に、お子さまの成長にあわせ将来の教育費を計画的にご準備いただけるこども保険「明治安田生命つみたて学資」を加えた3商品でスタートしました。

そして平成29年4月からは、自転車運転中の思わぬ事故によるおケガや賠償事故からお客さまをお守りする保険「明治安田生命おてがる自転車」と、火災や地震をはじめとする多くの自然災害から、お客さまの大切な家財をお守りする保険「明治安田生命おまもり家財」の2商品を「ライト!シリーズ」のラインアップに追加し、お客さまに手軽にご加入いただける保険シリーズとしての魅力をいっそう高めています。

そのほかの商品においても、「お客さまの声」の分析・市場調査等を通じてニーズを的確に捉え、お客さまにわかりやすい商品を開発するという基本方針のもと、確かな安心をお届けする商品ラインアップの拡充に努めています。

### ご意見・ご要望 「健全性確保に向けた取組みについて教えてほしい」

成長戦略・ブランド戦略を支えていくためには、資本規制・会計基準等の国際情勢をふまえて、自己資本の効率的な活用と企業価値の向上、経済環境が極度に悪化した場合でも保険金等の確実なお支払いを可能とする財務基盤の維持・向上を図っていく必要があります。

そうしたなかで、サープラス・マネジメント型ALM<sup>注1</sup>の推進やリスク削減に継続的に取り組むとともに、自己資本を着実に積み増し、リスク耐性のさらなる向上に取り組むほか、経営上のさまざまな視点をふまえて、「成長性」・「収益性」・「健全性」のバランスを取りながら企業価値を持続的に向上させていくことを目的として、統合的リスク管理(ERM)<sup>注2</sup>に基づく先進的な経営管理の浸透・定着を図っています。

資本政策面では、平成28年8月に基金1,000億円を募集、12月に国内劣後債1,150億円を発行し、財務基盤の充実に努めています。また、今後導入が見込まれる経済価値ベースの規制への対応として、平成31年度末までに、所定の内部留保と外部調達資本の合計であるオンバランス自己資本を3兆円まで積み増すことをめざしています。

生命保険会社における行政監督上の指標の一つであるソルベンシー・マージン比率<sup>注3</sup>は平成28年度末時点で945.5%となり、健全性を示す指標についても、引き続き高い水準を確保しています。

注1 経済価値(市場価額あるいは将来キャッシュ・フロー等に基づいた市場整合的な価額)で評価した資産価値と負債価値の差額を資本概念(サープラス)として捉え、その変動リスクをコントロールするALM(資産と負債の総合的な管理)を、サープラス・マネジメント型ALMと呼称しています。

注2 統合的リスク管理(ERM(Enterprise Risk Management))とは、会社全体のリスク、リターン、資本を経済価値ベースで定量的にコントロールし、リスク回避の基本方針を策定する一方、とるべきリスクを選好しながら企業価値の最大化をめざす経営管理手法のことを言います。

注3 ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の暴落等、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかを判断するための行政監督上の指標の一つです。この数値が200%を下回った場合は、監督当局による業務改善命令等の対象となります。

### ■ご意見・お問い合わせ窓口

総代会をはじめ、相互会社運営に関するご意見・お問い合わせは以下のあて先までお寄せください。

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 明治安田生命保険相互会社 企画部 ガバナンス推進グループ

# 経営管理体制

ガバナンスのいっそうの強化と経営の透明性向上を確保するため、「指名委員会等設置会社」としています。過半数を社外取締役で構成する3委員会(指名・監査・報酬)に加え、取締役の過半数(11人中6人)を社外取締役とするほか、業務執行を担当する執行役を選任し、経営の監督機能と執行機能を明確に分離するとともに、監督機能のいっそうの強化と透明性を確保する態勢としています。

## 取締役会

経営上の重要事項にかかる意思決定を行なうとともに、取締役・執行役の職務執行を監督します。

なお、すべての社外取締役からなる「社外取締役会議」を設置し、経営上の重要事項について意見交換の促進を図っています。

### 指名委員会

総代会に提出する取締役の選任・解任に関する議案の内容を決定します。

### 監査委員会

取締役・執行役の職務の執行の監査、監査報告書の作成、ならびに総代会に提出する会計監査人の選任・解任等に関する議案の内容を決定します。

### 報酬委員会

取締役・執行役等の個人別の報酬等の決定に関する方針を定め、取締役・執行役等が受ける個人別の報酬等の内容を決定します。

#### 取締役会の開催

平成28年度は13回開催し、取締役会における活発な審議を通じて、経営の監督機能発揮に努めました。

#### 指名委員会の開催

平成28年度は6回開催し、指名委員会が定めた「取締役候補者選任規程」に基づき、取締役候補者の選任を適正に行ないました。

#### 監査委員会の開催

平成28年度は15回開催し、内部監査部門や会計監査人から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて執行役社長等に出席を求めて意見交換を行ないました。また、重要な会議への出席や重要な文書の閲覧等により監査委員が得た情報等について、定期的に意見交換を行ないました。これらを通じて、取締役・執行役の職務執行状況、内部統制システムの整備状況等について監査しました。

#### 報酬委員会の開催

平成28年度は5回開催し、取締役および執行役等の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針、取締役報酬規程、執行役報酬規程等に則り、当社の経営成績および取締役・執行役等の各人の貢献度合等を勘案のうえ、個人別報酬内容を決定しました。



## ガバナンス

## コーポレートガバナンスへの取り組み

当社は、ご契約者<sup>\*</sup>を「社員」とする「相互会社」として、ご契約者の意思を経営に反映させるよう努めるとともに、総代立候補制の導入、指名委員会等設置会社への移行、内部統制システムの整備等、ガバナンス（企業統治）の強化と経営の透明性向上を図ってきました。

上場会社を対象としている「コーポレートガバナンス・コード」は、相互会社である当社に対して直接の適用はありませんが、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめた同コードの趣旨・精神をふまえ、当社も主体的にその各原則への対応を行なっています。

また、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めた「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を公表し、主体的な情報開示やご契約者との対話の充実等を通じ、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組んでいます。

当社のコーポレートガバナンス態勢およびその高度化への取り組みにつきましては、当社ホームページに公表している「コーポレートガバナンスに関する報告書」において継続的に開示しています。

※剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者を除く

## コーポレートガバナンス・ガイドライン

当社は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念をふまえ、次に掲げる基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの高度化を実現します。

## [当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方]

- 当社は、お客さまの生涯にわたる保障を提供する生命保険会社の使命と、超長期にわたる生命保険契約の特性をふまえ、お客さまの保険金・給付金を確実にお支払いし、お客さまに確かな安心と豊かさをお届けするために、相互会社としてコーポレートガバナンス態勢の高度化に取り組むことが経営上の最重要事項であると考えます
- 当社は、お客さま、従業員、地域社会等、さまざまなステークホルダーとの関わりが、企業の持続的な発展に必要不可欠であると認識し、それぞれのステークホルダーとの適切な関係の構築・強化に努めます
- 当社は、コーポレートガバナンスに関する取り組みをさらに推進するため、コーポレートガバナンス・ガイドラインを策定し、かつ、常にこれを見直すことで、より良いコーポレートガバナンス態勢を構築し、会社の健全性を維持・確保しつつ、迅速・果断な意思決定を通じた会社の持続的な成長および永続的な企業価値の向上をめざします

## I. 総論

### (お客さまを大切にする会社)

1. 当社は、相互会社の特性をふまえ、お客さま満足度の向上をめざし、「お客さまの声」を、潜在的な声や間接的な声を含むさまざまな形で収集・分析するとともに、いただいたご意見等が経営に適切に反映されるよう努め、お客さまを大切にする会社に徹します。

### (情報開示と透明性)

2. 当社は、法令に基づく開示を適切に行なうことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保しコーポレートガバナンスの実効性を確保する観点から、お客さまをはじめとするステークホルダーにとって有用性が高いと考えられる経営情報等を積極的に開示します。

### (内部統制等)

3. 当社は、内部統制システムの高度化がお客さまをはじめとするステークホルダーの信頼を得るための重要な要素のひとつであると認識し、「内部統制システムの基本方針」を定め、これを公表・実践するとともに、内部監査態勢の強化や、コンプライアンス態勢およびリスク管理態勢の高度化に継続して取り組みます。

## II. 当社の経営管理態勢

### (総代会)

4. 総代会は、社員の代表として選出された総代で構成される当社の最高意思決定機関であり、当社は、総代会を通じて社員の意思が適切に経営に反映されるよう努めます。

### (総代立候補制)

5. 当社は、総代立候補制を通じ、総代の選出プロセスの多様化に継続して取り組みます。

### (総代への情報提供)

6. 当社は、総代会において総代が適切な判断を行なうことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供します。

### (指名委員会等設置会社)

7. 当社は、意思決定の迅速化と経営の効率化を図るための組織形態として指名委員会等設置会社をとることを選択し、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置し、経営の監督機能と執行機能の分離を徹底し、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を、原則として執行役に委任します。

### (社外取締役の構成)

8. 当社は、取締役の過半数(11名中6名)を社外取締役とし、その人員構成の多様性に留意するとともに、監督機能の実効性・継続性に配慮しつつ社外取締役の在任期間について原則8年を超えないこととし、取締役会全体としての経営監督機能のいっそうの強化を図ります。

### (取締役会)

9. 取締役会は、当社の経営理念等の実現のため、その経営監督機能を発揮し、経営の基本方針に関する事項等を決定すると

ともに、具体的な経営戦略や経営計画等の適切な業務執行を支援するよう建設的な議論を行ないます。

### (取締役の役割)

10. 取締役は、会社に対して善管注意義務および忠実義務があることを認識し、ステークホルダーとの適切な関係を維持・強化しつつ、その役割・責務を実効的に果たすために、必要に応じて会社に情報の提供を求め、取締役会において議論を尽くし、もって経営監督機能の実効性確保に努めます。

### (社外取締役の役割)

11. 社外取締役は、客観的かつ多様な立場から業務執行の適切性を監督しつつ、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長および永続的な企業価値の向上を促すよう助言を行なうとともに、会社から独立した立場で、取締役会においてご契約者をはじめとするステークホルダーの意見等を適切に反映するように努めます。

### (社外取締役会議)

12. 当社は、法令に基づき指名委員会、監査委員会および報酬委員会を設置するとともに、社外取締役間、または社外取締役と取締役会長、執行役社長および関連する取締役・執行役等との間で、経営上の重要事項等について意見交換を行なうための社外取締役会議を設置します。

### (執行役の役割)

13. 執行役は、取締役会から委任された業務執行の範囲において、会社の健全性の維持・確保、持続的な成長および永続的な企業価値の向上をめざすとともに、当社の将来の経営を担う人材育成に努めます。

### (中期経営計画)

14. 当社は、中期経営計画の完遂に努め、計画の達成状況評価を取締役に報告するとともに、計画が目標未遂に終わった場合には、その原因等を十分に分析したうえで次期計画の策定に反映するとともに、社員(ご契約者)への説明に努めます。

### (取締役および執行役のトレーニング)

15. 取締役および執行役は、その期待される能力を発揮するための研鑽に努めるとともに、会社は、取締役および執行役に対しその機会を適宜提供します。

## III. ご契約者およびステークホルダーとの関わり

### (社員(ご契約者)と対話するための仕組み)

16. 当社は、総代会、総代報告会、お客さま懇談会等を通じ、社員(ご契約者)との対話を促進し、良好かつ円滑な関係の構築に努めます。

### (CSR)

17. 当社は、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼と共感を得ることが、社会とともに企業が持続的に発展していくために必要不可欠であると認識し、「企業行動規範(CSR行動方針)」を策定・公表しそれを実践するとともに、地域社会のニーズに応える社会貢献活動および環境保全活動に取り組みます。



ガバナンス

# 社外取締役インタビュー



当社は、お客さまの生涯にわたる保障を提供する生命保険会社の使命と、超長期にわたる生命保険契約の特性をふまえて、相互会社としてコーポレートガバナンス態勢の高度化に取り組むことが経営上の最重要事項であると考えています。

平成27年6月から上場会社に対して適用が開始された「コーポレートガバナンス・コード」等をふまえ、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針をとりまとめ「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として公表しています。

新たな中期経営計画(平成29年4月～平成32年3月)の策定に先立ち、「社外取締役会議」等を活用し、中期的な経営の方向性やERM態勢整備等について、社外取締役の社業への理解の深耕を図りつつ建設的な議論を行ない、また、取締役会等の自己評価を通じて把握した課題とそれに対する対応策を策定・公表するなど、コーポレートガバナンスのよりいっそうの高度化に取り組んでいます。

ここで、平成24年から取締役、加えて、平成26年から監査委員会委員長を務める落合誠一氏に、当社のコーポレートガバナンスに関する取り組み、およびその取り組みにかかる社外取締役の役割についてお話を伺いました。



## 取締役

おちあい せいいち

## 落合 誠一

### 【略歴】

昭和56年(1981) 成蹊大学法学部教授  
 平成 2年(1990) 東京大学大学院法学政治学  
 研究科・法学部教授  
 平成19年(2007) 中央大学法科大学院教授  
 同 年 ( // ) 弁護士登録  
 同 年 ( // ) 東京大学名誉教授(現職)  
 平成24年(2012) 明治安田生命取締役

## Question

これまでの当社のコーポレートガバナンスの取組みについてどのように評価されていますか。

## Answer

当社は、指名委員会等設置会社であり、経営の監督機能と執行機能が分離され、法令上、取締役会付議を求められる事項以外の業務執行を原則として執行役に委任しています。監査役(会)設置会社の取締役会が、経営の意思決定と経営の監督の両方を行なうのに対して、指名委員会等設置会社の取締役会は、経営の意思決定の大部分を執行役に委任することにより生じた余力を監督に傾注することをねらった仕組みです。

このタイプの取締役会は、いわゆる「モニタリング・モデル」といわれる取締役会のあり方を志向するものです。従って、当社における取締役会の主な役割は、執行側、つまり経営者が行なった経営の意思決定とその業務執行を評価・監督することになります。すなわち、会社の経営は、経営者である執行役が行ないますが、取締役会は、ご契約者全体の利益を代表する立場から当社経営者の経営を監督する役割を担っています。私ども社外取締役は、取締役会によるモニタリング機能の主要な担い手という重要な任務を果たすべく努力しています。

当社では、指名、監査そして報酬の3委員会に加え、社外取締役で構成される「社外取締役会議」を設けており、適宜必要に応じて、社外取締役のみの会合開催や、経営トップ等に対して説明を求めるとともに、率直かつ真摯な意見交換を行なう場として大変良く機能しています。私は、「社外取締役会議」の設置について、取締役会のモニタリングの実効性をより強化するものとして大いに評価しています。

会社のガバナンスは、何と云っても、経営陣、とりわけトップがその向上に強い意欲を持っていることが必要不可欠であり、それがなければ、どうしてもガバナンスは形骸化しがちです。幸いなことに、当社の経営陣のガバナンス改善への意欲は並々ならぬものがあると感じています。それゆえに、われわれ社外取締役と経営陣とが一体となって、今後とも、さらにいっそう、当社のガバナンスの改善に努め、当社ご契約者全体の利益の向上に資することができればと考えています。

## Question

監査委員会委員長として、果たすべき役割についてどのようにお考えですか。

## Answer

指名委員会等設置会社における取締役および執行役の職務執行の監督(モニタリング)は、無論、取締役会が行なうものですが、実際には、主として監査委員会による監査を適宜・適切に取締役会のモニタリングに反映させることによってなされるため、モニタリング・モデルにおける監査委員会の役割は大変重要です。

当社の監査委員会は、監査委員のメンバーである非業務執行取締役や内部監査部門、さらには会計監査人との密接な連携を図ることによって行なわれるため、この円滑な連携は適確な任務遂行にとって必須です。従って、監査委員長としては、この密接な連携確保に十分な配慮をしつつ、監査委員会が果たすべき職責を貫徹できるように努めています。

監査委員会がその機能を発揮するためには、監査委員会および監査委員に対し、監査に必要な情報が十分に提供されなければなりません。それゆえに監査委員会をサポートする監査委員会事務局の役割も重要であり、その独立性と充実性にも配慮しています。私としては、引き続き、監査委員会事務局のサポート等も得ながら、監査委員長として監査委員会の機能発揮に取り組みたいと考えています。



ガバナンス

## 取締役・執行役・執行役員

## 取締役



取締役会長 代表執行役

すずきのぶや  
鈴木 伸弥

昭和30年5月21日生

[略歴]

昭和54年(1979) 入社  
山形支社長、経営調査室長  
平成16年(2004) 明治安田生命リスク管理統括部長  
平成18年(2006) 商品部長を経て  
平成20年(2008) 執行役商品部長  
平成22年(2010) 常務執行役  
平成25年(2013) 取締役会長 代表執行役



取締役 代表執行役社長

ねぎしあきお  
根岸 秋男

昭和33年10月31日生

[略歴]

昭和56年(1981) 入社  
滋賀支社長  
平成16年(2004) 明治安田生命滋賀支社長  
平成17年(2005) 企画部長  
平成19年(2007) 営業企画部長を経て  
平成21年(2009) 執行役営業企画部長  
平成23年(2011) 執行役  
平成24年(2012) 常務執行役  
平成25年(2013) 取締役 代表執行役社長



取締役 執行役副社長

やましたとしひこ  
山下 敏彦

昭和30年12月25日生

[略歴]

昭和54年(1979) 入社  
運用調査部長  
平成16年(2004) 明治安田アメリカ社長  
平成18年(2006) 明治安田生命不動産部長  
平成20年(2008) 運用企画部長を経て  
平成22年(2010) 執行役運用企画部長  
平成24年(2012) 執行役  
同年( // ) 常務執行役資産運用部門長  
平成26年(2014) 専務執行役資産運用部門長  
平成28年(2016) 執行役副社長資産運用部門長  
同年( // ) 取締役執行役副社長  
資産運用部門長



取締役 執行役副社長

いふくまさひろ  
井福 正博

昭和33年6月9日生

[略歴]

昭和56年(1981) 入社  
高知支社長  
平成16年(2004) 明治安田生命高知支社長  
平成18年(2006) 営業マネジメント研修室長  
平成19年(2007) 営業人事部長  
平成21年(2009) 証券運用部長を経て  
平成23年(2011) 執行役証券運用部長  
平成25年(2013) 執行役  
同年( // ) 常務執行役  
平成27年(2015) 専務執行役  
平成28年(2016) 執行役副社長  
同年( // ) 取締役執行役副社長



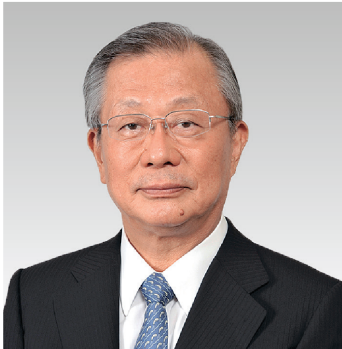
取締役

こじょうけんじ  
古城 謙治

昭和31年4月29日生

[略歴]

昭和55年(1980) 入社  
平成17年(2005) 明治安田生命成田支社長  
平成19年(2007) 企画部長  
平成22年(2010) 検査部長を経て  
平成23年(2011) 執行役検査部長  
平成26年(2014) 常任顧問  
同年( // ) 取締役



取締役

はっとり しげひこ  
**服部 重彦**

昭和16年8月21日生

[略歴]

- 昭和39年(1964) 株式会社島津製作所入社
- 平成 5年(1993) 同 取締役
- 平成 9年(1997) 同 常務取締役
- 平成15年(2003) 同 代表取締役社長
- 平成21年(2009) 同 代表取締役会長
- 平成24年(2012) 明治安田生命取締役
- 平成27年(2015) 株式会社島津製作所相談役(現職)



取締役

おちあい せいいち  
**落合 誠一**

昭和19年4月10日生

[略歴]

- 昭和56年(1981) 成蹊大学法学部教授
- 平成 2年(1990) 東京大学大学院法学政治学  
研究科・法学部教授
- 平成19年(2007) 中央大学法科大学院教授
- 同 年 ( // ) 弁護士登録
- 同 年 ( // ) 東京大学名誉教授(現職)
- 平成24年(2012) 明治安田生命取締役



取締役

きせ てるお  
**木瀬 照雄**

昭和22年4月29日生

[略歴]

- 昭和45年(1970) 東陶機器株式会社  
(現 TOTO株式会社)入社
- 平成 8年(1996) 同 取締役
- 平成12年(2000) 同 取締役上席常務執行役員
- 平成14年(2002) 同 取締役専務執行役員
- 平成15年(2003) 同 代表取締役社長
- 平成21年(2009) 同 代表取締役会長  
兼 取締役会議長
- 平成26年(2014) 同 取締役相談役
- 同 年 ( // ) 同 相談役
- 同 年 ( // ) 明治安田生命取締役
- 平成29年(2017) TOTO株式会社特別顧問  
(現職)



取締役

すだ みよこ  
**須田 美矢子**

昭和23年5月15日生

[略歴]

- 昭和63年(1988) 専修大学経済学部教授
- 平成 2年(1990) 学習院大学経済学部教授
- 平成13年(2001) 日本銀行政策委員会審議委員
- 平成23年(2011) 一般財団法人キヤノングローバル  
戦略研究所特別顧問(現職)
- 平成26年(2014) 明治安田生命取締役



取締役

きたむら けいこ  
**北村 敬子**

昭和20年11月21日生

[略歴]

- 昭和56年(1981) 中央大学商学部教授
- 平成27年(2015) 明治安田生命取締役
- 平成28年(2016) 中央大学名誉教授(現職)



取締役

あきた まさき  
**秋田 正紀**

昭和33年12月24日生

[略歴]

- 昭和58年(1983) 阪急電鉄株式会社入社
- 平成 3年(1991) 株式会社松屋入社
- 平成11年(1999) 同 取締役
- 平成13年(2001) 同 常務取締役
- 平成17年(2005) 同 専務取締役
- 同 年 ( // ) 同 代表取締役副社長
- 平成19年(2007) 同 代表取締役社長
- 平成20年(2008) 同 代表取締役社長執行役員  
(現職)
- 平成29年(2017) 明治安田生命取締役

(注)服部重彦、落合誠一、木瀬照雄、須田美矢子、北村敬子、秋田正紀の6氏は、社外取締役であります。

## 社外取締役の選任理由等

はっとり しげのこ

### 服部 重彦 取締役

■平成28年度取締役会出席:13回/13回(出席/開催)

#### ■選任理由

企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。平成24年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

きせ てらお

### 木瀬 照雄 取締役

■平成28年度取締役会出席:13回/13回(出席/開催)

#### ■選任理由

企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。平成26年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

きたむら けいこ

### 北村 敬子 取締役

■平成28年度取締役会出席:13回/13回(出席/開催)

#### ■選任理由

会計学を研究する専門家としての幅広い知識に加え、財務および会計の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。平成27年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

おちあい せいいち

### 落合 誠一 取締役

■平成28年度取締役会出席:13回/13回(出席/開催)

#### ■選任理由

会社法等を研究する大学教授としての幅広い知識と経験等に加え、法律の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

平成24年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

すだ みやこ

### 須田 美矢子 取締役

■平成28年度取締役会出席:13回/13回(出席/開催)

#### ■選任理由

経済学者としての幅広い知識に加え、金融経済の専門家として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。

平成26年より当社社外取締役に在任しており、引き続き独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

あきた まさき

### 秋田 正紀 取締役

#### ■選任理由

企業経営者として、当社の経営の重要事項の決定および取締役・執行役等の職務執行の監督を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識および経験を有しております。独立した立場から執行役等の職務の執行を監督することにより、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者となりました。

## 執行役

(平成29年7月4日現在)

### 専務執行役

#### 酒井 明夫

昭和33年10月20日生

#### 【略歴】

昭和57年(1982) 入社  
久留米・丸の内各支社長  
平成16年(2004) 明治安田生命丸の内支社長  
平成18年(2006) 総合法人第二部長  
平成21年(2009) 業務部長を経て  
平成24年(2012) 執行役大阪本部長  
平成26年(2014) 常務執行役法人営業部門長  
平成28年(2016) 専務執行役法人営業部門長  
平成29年(2017) 専務執行役公法人営業部門長

### 専務執行役

#### 大西 忠

昭和35年5月24日生

#### 【略歴】

昭和58年(1983) 入社  
平成17年(2005) 明治安田生命アドバンス・マーケティング事業部第二営業部長  
平成18年(2006) 新市場調査部長  
平成19年(2007) 金融代理店推進第一部長  
平成21年(2009) 長野支社長  
平成23年(2011) 人事部長を経て  
平成25年(2013) 執行役人事部長  
平成26年(2014) 常務執行役  
平成28年(2016) 専務執行役

### 専務執行役

#### 荒谷 雅夫

昭和36年1月10日生

#### 【略歴】

昭和58年(1983) 入社  
平成17年(2005) 明治安田生命調査部長  
平成22年(2010) 融資部長  
平成24年(2012) 運用企画部長を経て  
平成25年(2013) 執行役運用企画部長  
平成26年(2014) 執行役  
平成27年(2015) 常務執行役  
平成29年(2017) 専務執行役

### 専務執行役

#### 牧野 真也

昭和36年3月19日生

#### 【略歴】

昭和58年(1983) 入社  
平成17年(2005) 明治安田生命富山支社長  
平成21年(2009) 営業人事部長  
平成24年(2012) 商品部長を経て  
平成25年(2013) 執行役商品部長  
平成27年(2015) 常務執行役  
平成29年(2017) 専務執行役

### 専務執行役

#### 前嶋 哲雄

昭和32年4月10日生

#### 【略歴】

昭和56年(1981) 入社  
平成19年(2007) 明治安田生命名古屋事業法人部長  
平成21年(2009) 総合法人第三部長  
平成24年(2012) 理事総合法人業務部長を経て  
平成26年(2014) 執行役総合法人業務部長  
平成27年(2015) 常務執行役  
平成29年(2017) 専務執行役総合法人営業部門長

### 常務執行役

#### 相楽 昌彦

昭和33年9月21日生

#### 【略歴】

昭和56年(1981) 入社  
平成16年(2004) 明治安田生命損害保険統括室長  
同年( // ) 大阪北支社長  
平成20年(2008) 群馬支社長  
平成23年(2011) 法人営業企画部長を経て  
平成24年(2012) 執行役法人営業企画部長  
平成26年(2014) 常務執行役  
平成29年(2017) 常務執行役代理店営業部門長

### 常務執行役

#### 菊川 隆志

昭和35年4月21日生

#### 【略歴】

昭和58年(1983) 入社  
金沢支社長  
平成16年(2004) 明治安田生命新宿支社長  
平成18年(2006) 札幌支社長  
平成21年(2009) コンプライアンス統括部長  
平成24年(2012) 業務部長を経て  
平成26年(2014) 執行役大阪本部長  
平成28年(2016) 常務執行役

### 常務執行役

#### 綾井 康之

昭和36年5月20日生

#### 【略歴】

昭和59年(1984) 入社  
平成16年(2004) 明治安田生命高松支社長  
平成19年(2007) 千代田支社長  
平成22年(2010) 総合代理店業務部長を経て  
平成26年(2014) 執行役総合代理店業務部長  
平成27年(2015) 執行役  
平成28年(2016) 常務執行役  
平成29年(2017) 常務執行役個人営業部門長

## 常務執行役

うめざき てるき  
**梅崎 輝喜**

昭和34年9月20日生

## [略歴]

昭和60年(1985) 入社  
平成22年(2010) 明治安田生命調査部長を経て  
平成26年(2014) 執行役人事部部長  
平成28年(2016) 常務執行役

## 常務執行役

やまうち かずのり  
**山内 和紀**

昭和36年9月17日生

## [略歴]

昭和60年(1985) 入社  
平成25年(2013) 明治安田生命国際事業部長を経て  
平成26年(2014) 執行役国際事業部長  
平成28年(2016) 常務執行役

## 常務執行役

ながしま ひでき  
**永島 英器**

昭和38年2月18日生

## [略歴]

昭和61年(1986) 入社  
平成22年(2010) 明治安田生命静岡支社長  
平成25年(2013) 企画部長を経て  
平成27年(2015) 執行役企画部長  
平成28年(2016) 執行役員人事部部長  
平成29年(2017) 常務執行役

## 常務執行役

なかに しんじ  
**中谷 新司**

昭和38年7月25日生

## [略歴]

昭和61年(1986) 入社  
平成23年(2011) 明治安田生命中国・四国公法人部長  
平成25年(2013) 法人サービス部長を経て  
平成27年(2015) 執行役法人サービス部長  
平成28年(2016) 執行役員法人サービス部長  
平成29年(2017) 常務執行役

## 執行役

みずの つよし  
**水野 剛**

昭和38年12月17日生

## [略歴]

昭和61年(1986) 入社  
平成22年(2010) 明治安田生命町田支社長  
平成25年(2013) 情報システム部長を経て  
平成27年(2015) 執行役関連事業部長  
平成28年(2016) 執行役員関連事業部長  
平成29年(2017) 執行役

## 執行役員

(平成29年7月4日現在)

## 常務執行役員

つねまつ たかし  
**恒松 尚**

昭和33年7月24日生

## [略歴]

昭和56年(1981) 入社  
滋賀支社長  
平成16年(2004) 明治安田生命川崎支社長  
平成19年(2007) 熊本支社長  
平成22年(2010) 大阪西支社長  
平成25年(2013) 理事札幌支社長を経て  
平成26年(2014) 執行役業務部長  
平成28年(2016) 常務執行役員東京都心本部長

## 常務執行役員

うまこし かずひこ  
**馬越 和彦**

昭和32年4月16日生

## [略歴]

昭和56年(1981) 入社  
川崎支社長  
平成16年(2004) 明治安田生命千代田支社長  
平成19年(2007) 営業教育部長  
平成21年(2009) 福岡支社長  
平成24年(2012) 理事広島支社長を経て  
平成27年(2015) 執行役個人営業副部門長  
平成28年(2016) 執行役員首都圏本部長  
平成29年(2017) 常務執行役員首都圏本部長

## 執行役員

はやし みちひこ  
**林 道彦**

昭和36年5月11日生

## [略歴]

昭和60年(1985) 入社  
平成20年(2008) 明治安田生命八王子支社長  
平成22年(2010) 松本支社長  
平成24年(2012) 営業人事部部長  
平成26年(2014) 札幌支社長を経て  
平成27年(2015) 執行役札幌支社長  
平成28年(2016) 執行役員大阪本部長

## 執行役員

しみず よしろう  
**清水 義朗**

昭和33年11月8日生

## [略歴]

昭和56年(1981) 入社  
池袋支社長  
平成16年(2004) 明治安田生命豊島支社長  
平成18年(2006) 沼津支社長  
平成21年(2009) 大阪中央支社長  
平成22年(2010) 大阪北支社長  
平成24年(2012) 横浜支社長  
平成25年(2013) 理事横浜支社長  
平成26年(2014) 理事京都支社長を経て  
平成28年(2016) 執行役員福岡本部長

## 執行役員

やまぐち ひでき  
**山口 秀樹**

昭和36年5月28日生

## [略歴]

昭和59年(1984) 入社  
平成16年(2004) 明治安田生命名古屋中央支社長  
平成19年(2007) 神戸支社長  
平成22年(2010) 千代田支社長  
平成24年(2012) 営業教育部長  
平成26年(2014) 理事福岡支社長を経て  
平成28年(2016) 執行役員名古屋本部長

## 執行役員

きしもと しろう  
**岸本 司郎**

昭和39年3月18日生

## [略歴]

昭和61年(1986) 入社  
平成21年(2009) 明治安田生命沖繩支社長  
平成23年(2011) 四国西支社長  
平成26年(2014) コンプライアンス統括部長を経て  
平成28年(2016) 執行役員コンプライアンス統括部長

## 執行役員

なご こういち  
**長尾 浩一**

昭和39年2月27日生

## [略歴]

昭和62年(1987) 入社  
平成25年(2013) 明治安田生命証券運用部長を経て  
平成28年(2016) 執行役員法人営業企画部長

## 執行役員

なかむら あつし  
**中村 篤志**

昭和39年3月12日生

## [略歴]

昭和62年(1987) 入社  
平成22年(2010) 明治安田生命高松支社長  
平成23年(2011) 四国東支社長  
平成26年(2014) 営業企画部長を経て  
平成28年(2016) 執行役員企画部長

## 執行役員

かわむら まさなお  
**河村 雅直**

昭和35年5月29日生

## [略歴]

昭和59年(1984) 入社  
平成22年(2010) 明治安田生命名古屋総合法人部長  
平成25年(2013) 総合法人第四部長  
平成27年(2015) 理事総合法人業務部長を経て  
平成29年(2017) 執行役員総合法人業務部長

## 執行役員

こやま まさひろ  
**小山 雅博**

昭和36年8月18日生

## [略歴]

昭和59年(1984) 入社  
平成21年(2009) 明治安田生命盛岡支社長  
平成25年(2013) 宇都宮支社長  
平成27年(2015) 理事宇都宮支社長  
平成28年(2016) 理事業務部長を経て  
平成29年(2017) 執行役員業務部長

## 執行役員

すみよし としゆき  
**住吉 敏幸**

昭和38年1月15日生

## [略歴]

昭和61年(1986) 入社  
平成24年(2012) 明治安田生命山口支社長  
平成27年(2015) 総合代理店業務部長を経て  
平成29年(2017) 執行役員人事部部長

## 執行役員

うえだ やすし  
**上田 泰史**

昭和38年3月11日生

## [略歴]

昭和63年(1988) 入社  
平成25年(2013) 明治安田生命収益管理部長を経て  
平成29年(2017) 執行役員収益管理部長



## 取締役、執行役および執行役員の男女構成比

男性34名、女性2名(取締役、執行役および執行役員のうち女性の比率5.5%)

## その他

### 取締役、執行役および執行役員の選任手続きと選任方針について

#### 【取締役、執行役および執行役員の選任手続き】

取締役については、指名委員会において「取締役候補者選任の基本的な考え方」に基づき取締役候補者を選任し、総代会に提出する取締役の選任に関する議案の内容を決定したうえで、総代会において選任を行なっております。

また、執行役および執行役員については、取締役会において「執行役および執行役員選任の基本的な考え方」に基づき選任を行なっております。

#### 【取締役、執行役および執行役員の選任方針】

(取締役候補者選任の基本的な考え方)

- (1) 取締役候補者は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与し、取締役会の構成員として役割・責務を適切に果たしうる者を選考する
- (2) 取締役候補者の選任にあたっては、指名委員会が定める選任基準に基づき、当社の経営管理ならびに執行役および取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する
- (3) 社外取締役候補者の選考にあたっては、社外取締役の独立性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する基準」を満たしていることを確認する

(執行役および執行役員選任の基本的な考え方)

- (1) 執行役および執行役員の選任は、中長期的な成長戦略の着実な実行を目的とし、世代交代による事業の継続的な発展、新陳代謝による組織の活性化等の観点も考慮して実施する
- (2) 執行役および執行役員の選任にあたっては、経営管理職等の実績や経験、さらには社内外の評価等を踏まえ、当社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者を選任する

### 役員報酬等について※

#### (1) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報 酬 等
取締役	9 名	116 百万円
執行役	17	920
計	26	1,037

(注) 1. 取締役と執行役の兼任者の報酬等は、執行役欄に記載しております。また、上記支給人数・報酬等には、平成28年7月5日開催の第69回定時総代会終結の時をもって退任した取締役2名分を含んでおります。

2. 当社は、平成20年6月30日をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

3. 上記に開示した金額、ならびに、これまでの事業報告書の報酬等として開示した金額のほか、退任している役員に対し、役員年金(退職慰労金)として、取締役33名に対し65百万円および監査役8名に対し8百万円を支給しております。

4. 当社は、平成28年7月5日の報酬委員会において取締役、執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針について決議しました。その内容は次のとおりです。

##### (1) 基本方針

取締役・執行役の報酬は、職務内容を勘案のうえ、当社の経営環境・会社業績等を踏まえた適切な水準に設定する。

##### (2) 取締役の報酬

取締役の報酬は、職務内容・委員長委嘱の有無に応じた固定報酬とする。なお、執行役を兼務する取締役については、取締役の報酬は支給しない。

##### (3) 執行役の報酬

執行役の報酬は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、基本報酬および業績連動報酬で構成する。

ア. 基本報酬は、役位および職務内容に応じた固定報酬とする。

イ. 業績連動報酬は、役位および職務内容別に定め、会社業績および会社業績に対する各人の貢献度合に応じ、一定の範囲内で決定する。

#### (2) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険会社からの報酬等	保険会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	6 名	73 百万円	—

※役員報酬等については、金融商品取引法第24条第1項に定めのある有価証券報告書の当該事項に係る記載要領(企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第五号)第三号様式記載上の注意(37))において準じるとされている同府令第二号様式記載上の注意(57)のa(d)に基づく)に準じて記載しています。

### 会計監査人の氏名または名称 (平成29年7月1日現在)

氏名または名称
有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 金井 沢治
指定有限責任社員 壁谷 恵嗣
指定有限責任社員 熊木 幸雄
指定有限責任社員 蓑輪 康喜

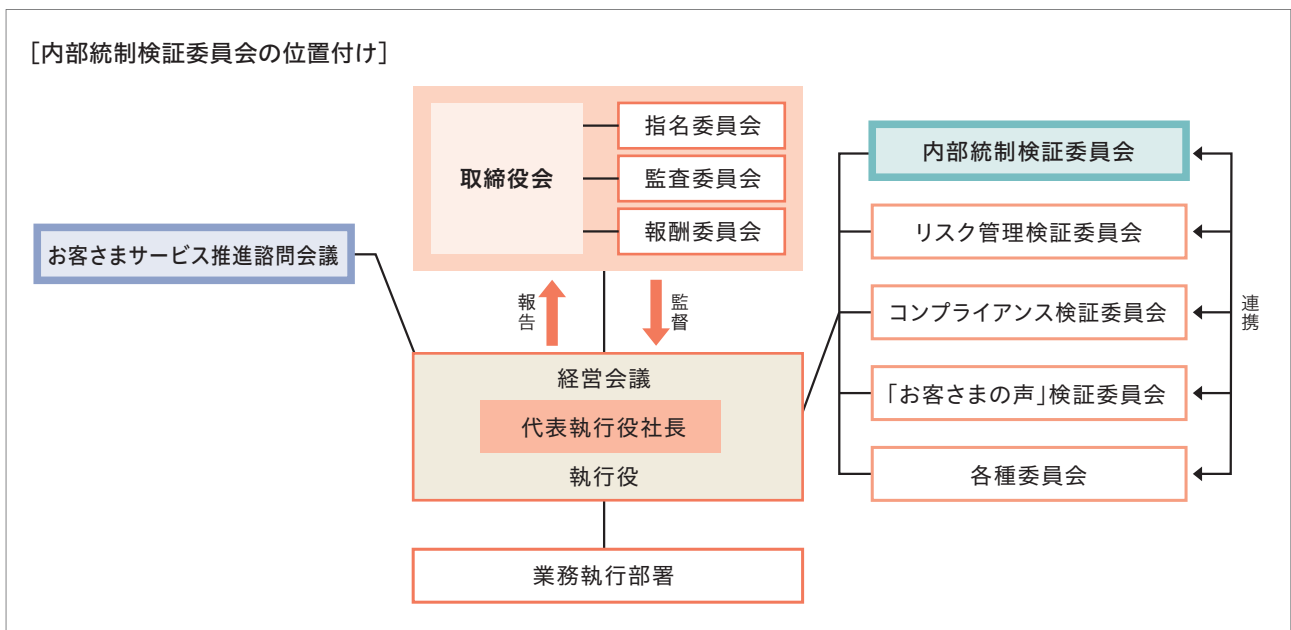
# 内部統制システム

## 内部統制システムの整備・高度化

内部統制の整備・高度化の根幹となる方針として「内部統制システムの基本方針」を制定するとともに、経営会議の諮問機関として「内部統制検証委員会」を設置し、内部統制に関する幅広い事項について組織横断的な視点から審議を重ねています。

また、財務報告の信頼性向上を図るため、相互会社である当社も上場会社に義務づけられている財務報告に係る内部統制報告制度へ自主的に準拠することとし、諸規程の制定などの体制を整備しています。平成28年度決算に関しても、内部統制状況の社内評価等の実施により開示すべき重要な不備がないことを確認のうえ内部統制報告書を作成し、監査法人による内部統制監査報告書を取得しています。

内部管理態勢の整備に関しては、内部管理が適切に行なわれているかの視点から法令等遵守・リスク管理全般の点検を行なう「内部管理推進担当」等を全組織に配置しています。「内部管理推進担当」等を中心に、各組織で内部管理態勢を自ら確認する「内部管理自己点検」を実施し、あわせて、迅速な検証・指導が可能となるシステム基盤を整備して自己点検後のフォローアップなどの強化を進めており、自己点検を通じた適切な業務運営の確保に継続的に努めています。



**内部統制システムの基本方針**  
 平成18年5月の会社法施行に伴う保険業法の改正により取締役会において決議すべき方針と定められました。監査委員会に関する態勢、業務の適正性を確保するためのコンプライアンス・リスク管理に係る態勢などに関する方針を規定しています。



## 内部監査態勢

### 基本姿勢

内部監査は、会社の経営目標の達成に資することを目的に、公正かつ客観的な立場で経営活動の遂行状況を評価し、助言・提言等を行なう重要なプロセスと位置付けており、その実効性を確保するため「内部監査方針」を定めています。同方針に基づいて内部監査部門を設置し、取締役会長 代表執行役が専任で担当しているほか、「内部監査方針」等の改正や内部監査計画の策定等には監査委員会の同意を要すること、内部監査の結果を監査委員会に報告することなどにより、他の執行部門から独立した体制を確保しています。

また、内部監査部長が監査委員会に陪席するほか、常勤監査委員と定期的に意見交換を行なうなど、監査委員会との連携強化を図っています。

### 内部監査態勢の強化

内部監査の対象は、当社のすべての組織および関連会社の業務全般としており、効率的・効果的な内部監査を実施するため、リスクアセスメントに基づく内部監査計画を策定しています。具体的には、会社として認識している重要リスクへの対応状況や中期経営計画の実施状況等について、関連会社も含めて組織横断的に検証するテーマ監査や、本社・支社・営業所・法人部等の各組織の業務遂行状況全般を対象とする組織別監査等を実施しています。

なお、会議資料等の検証によるオフサイト・モニタリングを適時・適切に行ない、リスクアセスメントに反映しています。内部監査の結果やその後の改善状況は、適時・適切に経営会議、監査委員会、取締役会に報告しています。また、国内の主要な関連会社に設置している内部監査部署に対して指導・助言等を行なうほか、海外保険関連会社とも適宜連携するなど、グループとしての内部監査態勢の強化にも努めています。

### 内部監査品質の維持・向上

内部監査の専門性の維持・向上を図るため「教育プログラム」を定めて継続的に研修を行ない、内部監査における国際的な団体である内部監査協会（IIA）が認定する「公認内部監査人（CIA）」資格の取得等による専門人材の育成に努めています。なお、特に専門性の高い分野については、監査法人等の社外の専門家と連携することで専門性を確保しています。

また、内部監査品質の継続的な維持・向上を図るため「品質管理プログラム」を策定し、定期的に品質評価を行っています。平成26年度には第三者機関（監査法人）に評価を依頼し、IIAが定める国際基準への適合性評価において最上位の評価となる「一般的に適合している」を受けています。

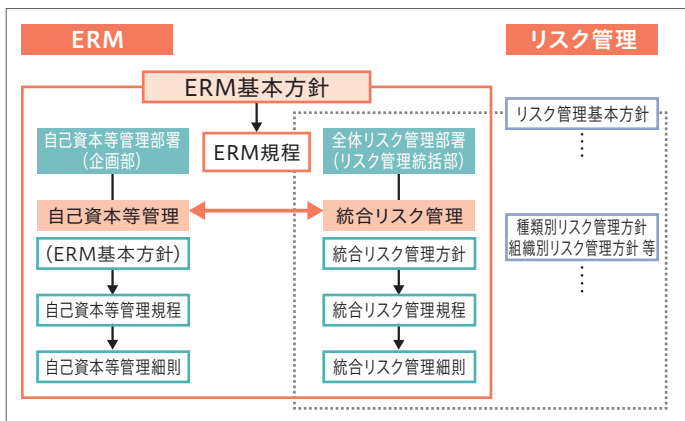
# ERM・リスク管理体制

## 基本認識およびERM・リスク管理に関する方針・規程等

お客さまに「確かな安心を、いつまでも」お届けするためには、経営の健全性を確保し、長期にわたる保険契約上の責務を確実に遂行していくことが重要です。このような認識のもと、すべてのリスクを経営戦略と統合的に管理するERM・リスク管理を最も重要な経営管理手法の一つとして位置付け、取締役会、経営会議等において、ERM・リスク管理の方針・規程等を定めています。

## ERM体制

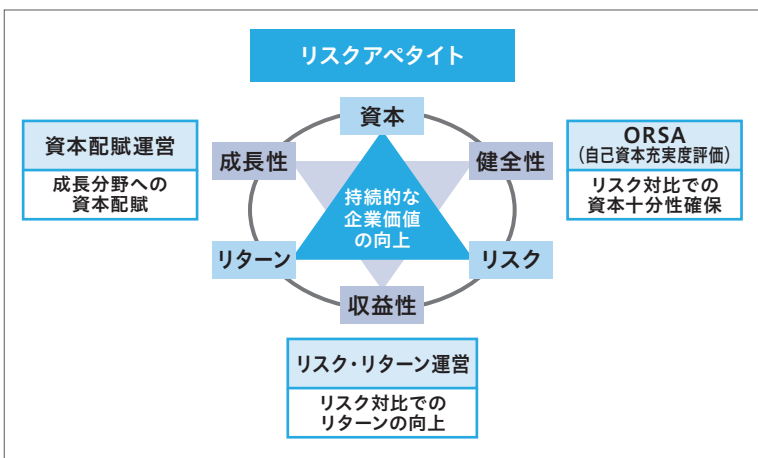
当社では、ERMの機能を「自己資本等管理」と「統合リスク管理」に大別の上、相互牽制の発揮のため、「自己資本等管理部署」(企画部)と統合リスク管理を担う「全体リスク管理部署」(リスク管理統括部)を設定し、相互作用する形でERMを推進しています。



## ERM運営

成長性、収益性、健全性のバランスを取りつつ、企業価値の向上を図るために、ERMの枠組みを活用し、平成29年4月開始の3カ年プログラム「MYイノベーション2020」を策定・運営しています。

具体的には、当社のリスクテイクの意思を定めた「リスクアペタイト」に基づき、「資本配賦運営」、「リスク・リターン運営」、「ORSA(自己資本充実度評価)」を一体的に運営して持続的な企業価値の向上を図っています。また、主要な健全性指標として、「ESR」を活用しています。



**ESR**  
(経済価値ベースのソルベンシー比率)

当社のリスク量全体(信頼水準99.5%)に対して十分な自己資本が確保できているかを示す経済価値ベースの指標(当社の内部モデルに基づく数値)

$$ESR = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク量}}$$

### ▶ リスクアペタイト

当社のリスクテイクの意思を定めたもので、目標とするリスクとリターンを明確化し、当社の行動の方向付けや事業運営に活用するものです。リスクアペタイトはERM基本方針の「リスクアペタイト方針」に定めています。当社の経営計画の策定や業務運営は、リスクアペタイトに基づいて実施されます。

### リスクアペタイト(概要)

- ・「確かな安心を、いつまでも」という経営理念に基づき、高い健全性を確保できる範囲内で国内生保事業・資産運用・グループ事業等のリスクテイクに取り組む
- ・AA格相当の財務健全性をめざし、ESRの水準に応じてリスクテイク度をコントロールしつつ、「成長性」「収益性」「健全性」のバランスを取りながら安定的な収益の確保と企業価値の向上を実現する
- ・国内生保事業では、保険引受リスクにおけるリスク間の分散を志向しつつ、医療・介護分野等において積極的な保険引受を行なう
- ・資産運用では、負債も考慮した金利リスクの制御を基本としつつ、資産運用リスクにおけるリスク間の分散確保などを図りながら、運用手段の多様化等許容できるリスクの範囲内で収益効率を重視したリスクテイクを行なう
- ・グループ事業においては、将来に向けた持続的成長の確保や国内生保事業へのリスク集中回避といった目的からのリスクテイクを行なう

### ▶ 資本配賦運営

健全性を確保しつつ成長性の確保に向けたリスクテイクを行なう観点から、事業分野やリスク種類ごとに「リスクテイク可能なリスク量の上限」として資本(経済資本)を配賦しています。各事業分野は原則として配賦された資本の範囲内でリスクテイクを行ないます。

### ▶ リスク・リターン運営

リスクを考慮した収益性指標であるリスク調整後リターン指標を用いることにより、リスクに見合った収益性の確保をめざす取組みです。当社では、経営計画の策定、商品開発、資産運用等にあたってリスク調整後リターン指標を活用しています。

### ▶ ORSA(自己資本充実度評価)

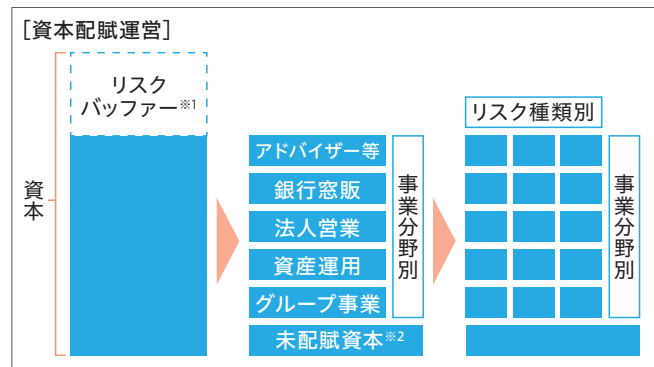
保険会社自らが現在および将来のリスク量と資本を比較して、資本の充実度評価を行なうとともに、リスクテイク戦略の妥当性を総合的に検証するプロセスです。当社では、経営計画の策定時や見直し時に、内外の環境を分析し、3~5年程度のシナリオを策定のうえ、ストレステスト手法等を用いて、自己資本の充実度を評価しています。

### ERMをふまえた中期経営計画の取組み

AA格相当の財務健全性をめざし、主要な健全性指標であるESRの水準に応じてリスクテイクに対するスタンスをコントロールする取組みを行なっています。中期経営計画では、国際的な資本規制の動向などをふまえつつ、最終年度の平成31年度末においてESRを「150~160%」以上とすることを経営目標としています。

中期経営計画はリスクアペタイトと整合的に策定しています。健全性の観点からESR目標への到達を前提としつつ、配賦された資本に基づきリスクテイクを行なうことで収益性指標・成長性指標の目標達成をめざし、継続的な企業価値の向上に取り組んでいます。

(中期経営計画の経営目標は、P15をご覧ください)

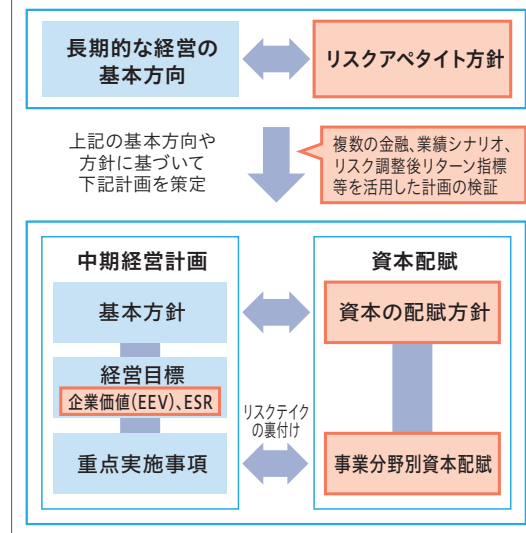


※1 環境変化等に対応し、「健全性」を確保するために一定の資本を留保

※2 健全性確保の観点、および案件の確定していない新規投資(M&A)等によるリスクテイクに備えて、経営で留保する資本

### [中期経営計画へのERMの活用状況]

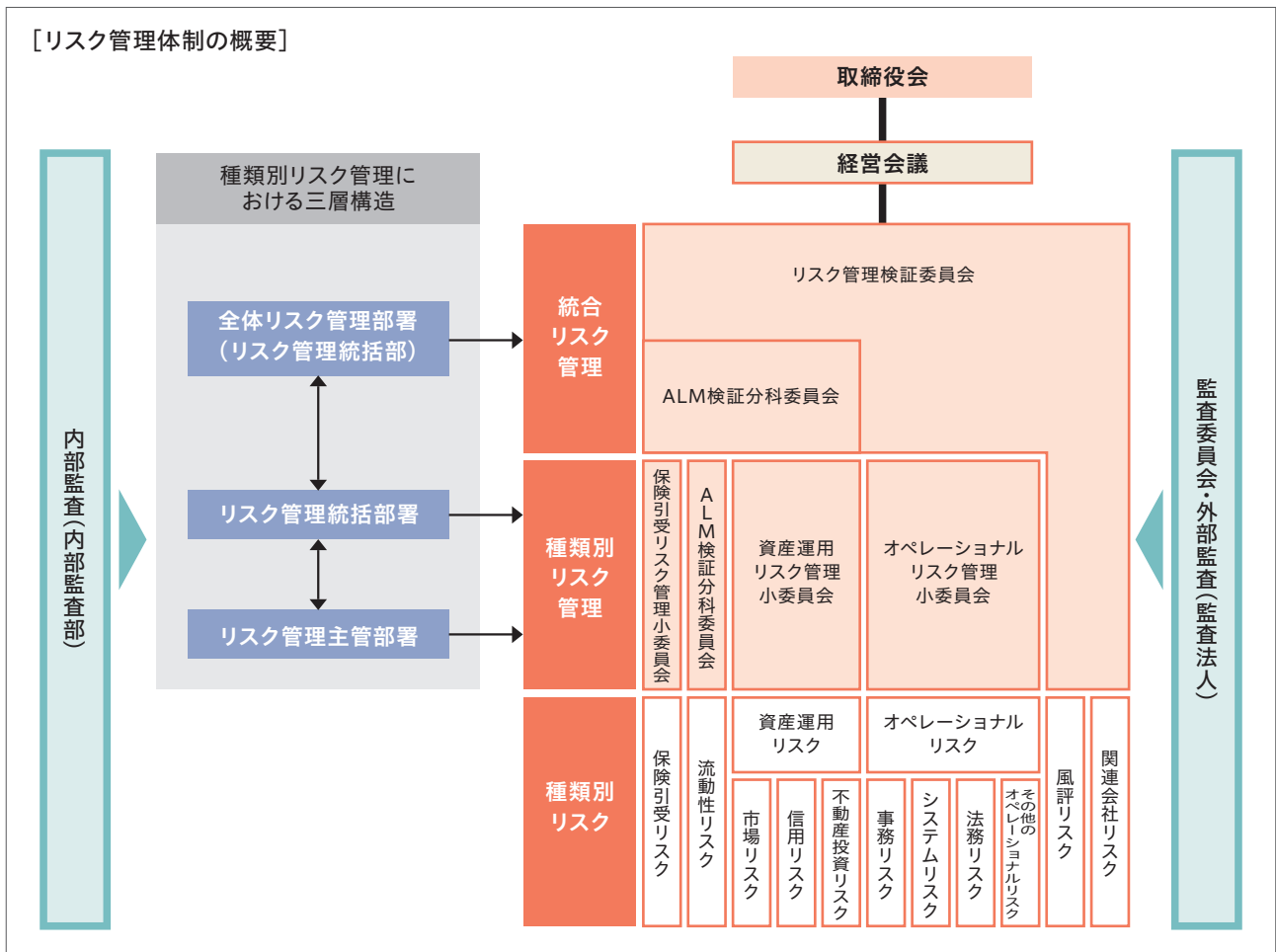
・ERMの要素(太線、オレンジ色の部分)を中期経営計画に組み込み



## リスク管理体制

当社では、全社的なリスク管理体制の整備・推進、リスク管理状況の把握・管理、種類別リスクごとの「リスク管理統括部署」・「リスク管理主管部署」への専門的助言等を行なう部署として「全体リスク管理部署」(リスク管理統括部)を設定し、統合的にリスクを管理する体制をとっています。また、経営会議の諮問機関としてリスク管理検証委員会を、その傘下に各種別リスクに対応した分科委員会、小委員会を設置し、リスクの定期的なモニタリング(監視)、適切なコントロールを行なっています。

さらに、内部監査部監査、監査委員会による監査、監査法人による外部監査などにより、リスク管理体制・機能の適切性・有効性等を検証し、リスク管理のいっそうの実効性確保に努めています。





## 統合リスク管理

種類別リスクを統合して捉えたリスクに加え、潜在的なリスクを含む会社経営に与える影響が大きなリスクについても認識のうえ、定量的・定性的なリスク評価、モニタリング、リスクコントロール活動といったリスク管理プロセス(PDCAサイクル)を通じて、事業全体の統合リスク管理を推進しています。また、リスクテイク戦略の妥当性を検証するプロセスであるORSAについても、統合リスク管理の中核的手法の一つとして実施しています。

加えて、グループ事業の拡大をふまえて、リスク量の計測等をグループベースで実施するなど、グループ全体のリスクを俯瞰し、管理する枠組みの整備を推進しています。

なお、こうしたリスク管理状況については、リスク管理検証委員会、経営会議、取締役会へ定期的に報告しています。

### ▶ALMリスク管理

保険契約に基づく保険金・給付金等(負債キャッシュフロー)の特性に応じた資産運用を行なうこと、また、資産運用の環境を商品設計・販売戦略等に適切に反映させていくことがALM(Asset Liability Management)によるリスク管理の基本的な役割です。

当社では、ALMを重要な経営管理手法の一つと位置づけ、資産と負債の乖離(ミスマッチ)の適切な管理に取り組んでいます。

### ▶重要リスク管理

「株価下落による損失拡大」や「巨大地震・パンデミックによる損失拡大」など、リスクの影響度と蓋然性により会社経営に与える影響が大きいと評価される事象を重要リスクとして特定し、予兆指標等を適切にモニタリングするとともに、あらかじめ必要な対策を講じることで、リスクが顕在化した場合にも機動的な対応が可能となるよう、リスク管理プロセスを推進しています。

### ▶リスク許容度・リスク限度枠管理

リスクアパタイトでは、高い健全性を確保できる範囲内で国内生保事業・資産運用・グループ事業等のリスクテイクに取り組むこととしており、リスクテイクに対する経営の意思・姿勢(リスクテイクに際し満たすべき制約等)をリスク許容度として明文化し、必要に応じて、リスク限度枠として定量化することで、適切にリスクテイクをコントロールしています。

### ▶ストレステストの実施

統合リスク管理において、リスク量は、バリュー・アット・リスク<sup>※1</sup>(VaR:最大予想損失額)により計測しています。一方、経済環境の極度の悪化や地震等の大規模災害などVaRでは計測が困難な事象を設定したストレステストを実施し、当社の資産・負債に与える影響や保険金等のお支払いの増大の程度などを多面的に分析しています。

ストレステストの結果は、リスクテイク戦略の妥当性検証や財務基盤の強化等の検討に活用しています。

※1 バリュー・アット・リスク(VaR):一定の期間内に、一定の確率で、対象となるポートフォリオに生じ得る最大予想損失額です。統計的な分析により、各資産のリスクを金額として統一的かつ明確に把握できる利点があります。

## 種類別リスク管理

リスクの発生要因などにより、リスクを分類して管理しています。リスク特性に応じ、新たなリスク事象の発見に努めるとともに、特定されたリスク事象を定量的・定性的に評価し、必要に応じてコントロール策を適切に実施することにより、リスク管理を推進しています。

(各種別リスク管理の取組みは、P148をご覧ください)

### 種類別リスクの定義

種類別リスク		リスクの定義
保険引受リスク		経済情勢や保険事故の発生率等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、当社が損失を被るリスク
流動性リスク		資金繰りが悪化し、資金の確保のために通常よりも著しく低い価格で資産の売却を余儀なくされることにより、当社が損失を被るリスク
資産運用リスク	市場リスク	金利、為替、有価証券等の価格等さまざまな市場のリスクファクターの変動により、保有する資産(オフ・バランスを含む)の価値が変動し、当社が損失を被るリスク、および資産から生み出される収益が変動し、当社が損失を被るリスク
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、保有する資産(オフ・バランスを含む)の価値が減少ないし消滅し、当社が損失を被るリスク
	不動産投資リスク	賃貸料等の変動等を要因として不動産にかかる収益が減少する、または市況の変化等を要因として不動産価格自体が減少し、当社が損失を被るリスク
オペレーショナルリスク	事務リスク	役職員および保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、お客さままたは当社が損失を被るリスク
	システムリスク	コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い、お客さままたは当社が損失を被るリスク、およびコンピュータが不正に使用されることにより、お客さままたは当社が損失を被るリスク
	法務リスク	当社の各部署における決裁によって生じる、①当社が、法令に抵触することにより、法令上の責任を問われ、当社が損失を被るリスク、②当社が、合理的な理由なく当社にとって著しく不利益な契約等を締結することにより、当社が損失を被るリスク
	その他のオペレーショナルリスク	オペレーショナルリスクのうち、事務リスク、システムリスク、法務リスク以外のリスク
風評リスク		当社または生命保険業界に関する悪評・信用不安情報等が、マスコミ、インターネット等の媒体を通じ保険契約者、その他社会一般等に広がり、当社の業績に悪影響が生じること等により、当社が損失を被るリスク
関連会社リスク		関連会社で発生した事象により、お客さままたは当社グループが損失を被るリスク

### 大規模災害等への対策

経営に対し著しく大きな影響を与える事象の発生およびその発生を予見しうる状況を「危機」と定義し、「危機管理基本方針」および「危機管理基本規程」等を定めて危機発生時に迅速な対応ができるように準備しています。

平成26年4月に、当社の本社機能(東京都)の麻痺、およびメインシステムが停止した場合等の、甚大・深刻な被災を想定した新たな事業継続計画(BCP<sup>※2</sup>)を施行し、保険会社としての公共的・社会的責任を果たすため、お客さまへ迅速・確実に保険金等をお支払いする態勢を整備しました。

BCPIに基づく諸訓練を継続的に実施し、その実効性を検証するとともに、訓練結果の評価をふまえた見直し・レベルアップ等、BCPIに係る「PDCAサイクル」を推進しています。

※2 BCP(Business Continuity Plan):大規模な災害や事故、テロ攻撃、システム障害などが発生した際も、事業の中断を最小限にとどめ、早期に事業を再開するために事前に策定する行動計画。

ガバナンス

# IT ガバナンス

## IT ガバナンス態勢の整備

「人に一番やさしい生命保険会社」の実現に向けて、さまざまな業務プロセスを構築していくにあたり、ITの積極活用を推進しています。

システム開発にあたっては、お客さまのニーズにあった高品質な商品・サービスを継続的に提供するため、経営目標等への貢献度や投資効果の高いものから計画化しています。そして、高品質な業務プロセスの構築に向けて、最適なシステムリソースの組み合わせと徹底したリスク発生の抑制対応のもと、開発管理に取り組んでいます。

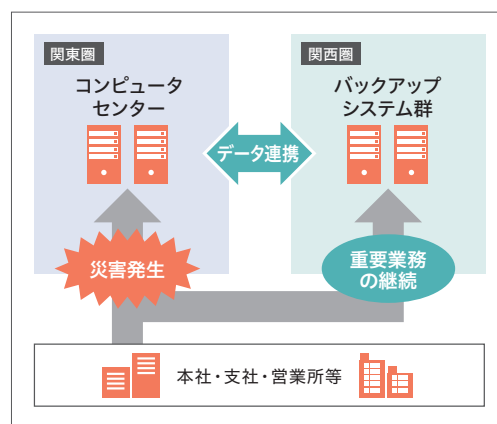
平成28年度は、競争優位創出や事業拡大など成長分野への投資を中心に、200億円規模のシステム開発を実施しています。

具体的には、「かんたん保険シリーズ ライト! By明治安田生命」の発売対応や「保全、保険金・給付金の一括請求」など、新商品開発やお客さまの利便性向上に向けたシステム開発を推進しています。

## 大規模災害等発生時における業務の継続

当社主要システムは、地盤が強固な地域のコンピュータセンターに設置。コンピュータセンターは免震・耐震構造であり、自家発電装置を整備しています。

また、長期にわたる保険契約上の責務を確実に履行し、災害発生時にもお客さまへの保険金・給付金のお支払い等の重要業務を継続するため、事業継続計画(BCP)を整備しています。大規模災害等により、万一コンピュータセンターが被災した場合は、事業継続計画に基づき、関西圏に設置しているバックアップシステム群を稼働し、重要業務を継続します。



## お客さまの大切な情報を保護するための取組み

お客さまの大切な情報を保護するため、営業職員が使用するタブレット型営業端末にお客さまの情報を保持しない仕組みをはじめ、パソコンのデータレス化や電子記録媒体利用の制限、社外とのデータ通信や交換電子記録媒体の暗号化等の情報漏洩防止対策を継続、強化しています。また、情報セキュリティ管理レベルのいっそうの高度化を図るため、情報システム部門において情報セキュリティマネジメントシステム<sup>※</sup>を導入しています。

なお、社外からのサイバー攻撃に対しては、攻撃発生時の実務対応等を担当する専門体制(CSIRT)を設置のうえ、社外の情報共有機関等を通じた情報収集や被害極小化に向けた対応手順の見直し、定期的な訓練等を実施しています。

<sup>※</sup>情報セキュリティの国際規格ISO27001に適合した情報セキュリティマネジメントシステムに対する第三者適合性評価制度。

# ディスクロージャー

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、経営の透明性を高めるため、「情報開示に関する基本方針」を制定し、積極的な情報開示の充実に努めています。

具体的な取組みとして、生命保険業界でははじめて基礎利益の内訳である「三利源」の開示を決定し、平成17年度決算から開示。また、業務の適切性にかかわる情報として業界に先駆けて「お支払いに該当しないと判断したご契約件数」や「苦情情報」を四半期ごとに開示しています。

## 情報開示に関する基本方針

### 1. 自主的な情報の開示

当社は、お客さま・社会からの一層の信頼を得るため、経営および財務等に関する情報を自主的に開示いたします。

### 2. 適切・公平な開示

当社は、お客さま・社会に対して、適切・公平に情報を開示いたします。

### 3. 社内態勢の整備

当社は、情報を遅滞なく継続的に開示するため、社内態勢の整備・充実に努めます。

## ディスクロージャー関連資料

昭和54年に、生命保険業界ではじめてのディスクロージャー資料を作成し、以後、法定ディスクロージャー資料「明治安田生命の現況【統合報告書】」をはじめ、さまざまな機会を通じて、経営状況について開示を進めています。

また、当社経営活動や健全性・業績などをわかりやすく紹介した小冊子「明治安田インフォメーション」や「団体年金保険に関するご報告」、「Annual Report」等、目的に応じたディスクロージャー関連資料も作成しています。



明治安田生命の現況  
【統合報告書】



明治安田  
インフォメーション



団体年金保険に関する  
ご報告

## ホームページによる情報提供

商品・サービス、各種お手続きの方法、会社情報などをホームページを活用して積極的に提供しています。また、統合報告書や決算情報も公開しています。

明治安田生命ホームページ

<http://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田生命

検索





## コンプライアンス

## コンプライアンスの推進

コンプライアンスとは、「法令、社内規程等のルールを守ることはもとより、社会的良識に基づいて公正・誠実に行動すること」として「コンプライアンス基本規程」に定めています。

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念の実現には、役職員一人ひとりがコンプライアンスを実践することが前提であるとの考えのもと、コンプライアンスを推進しています。

## コンプライアンス理念の周知・徹底

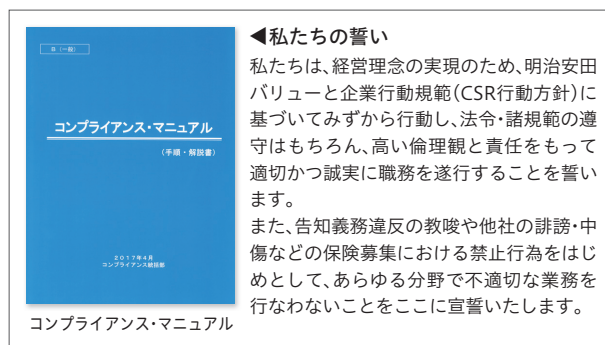
「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、当社がお客さま、地域社会、従業員からの期待に応え、社会的責任(CSR)を果たすための行動原則として「企業行動規範(CSR行動方針)」を定め、コンプライアンスにかかる基本方針・遵守基準として位置づけています。

また、「明治安田生命 販売・サービス方針」では、アフターフォローの充実、高齢のお客さまへのきめ細やかな対応と丁寧な説明に努めること、反社会的勢力との関係遮断の徹底およびマネー・ローンダリング等の金融犯罪への適切な対応に努めること等を明記し、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えできるよう努めることを定めています。

さらに、「私たちの誓い」では、役職員一人ひとりがコンプライアンスを実践しお客さまとの絆を深めるために、高い倫理観と責任を持って適切かつ誠実に職務遂行することを「誓い」として定めています。

これらの「企業行動規範(CSR行動方針)」「明治安田生命 販売・サービス方針」「私たちの誓い」等は、全役職員がコンプライアンスの重要性を忘れることなくお客さまに誠実な対応ができるよう、「携行カード」に掲載しコンプライアンス意識の徹底を図っています。

また、日々の業務において遵守すべき法令、社内ルール等を幅広く掲載、解説したコンプライアンス・マニュアル(手順・解説書)を作成し、コンプライアンスの周知徹底を図っています。



## ◀私たちの誓い

私たちは、経営理念の実現のため、明治安田バリューと企業行動規範(CSR行動方針)に基づいてみずから行動し、法令・諸規範の遵守はもちろん、高い倫理観と責任をもって適切かつ誠実に職務を遂行することを誓います。

また、告知義務違反の教唆や他社の誹謗・中傷などの保険募集における禁止行為をはじめとして、あらゆる分野で不適切な業務を行なわないことをここに宣誓いたします。

コンプライアンス・マニュアル

## コンプライアンス推進態勢

関連会社を含めた明治安田生命グループ全体のコンプライアンスに関する事項を一元管理する部署をコンプライアンス統括部と定め、コンプライアンス態勢の高度化に努めています。

また、反社会的勢力対策およびマネー・ローンダリングやインサイダー取引等の金融犯罪対策をより適切に推進するために、コンプライアンス統括部内の金融犯罪対策室に機能を集約し、一元的に対策を推進する態勢としています。

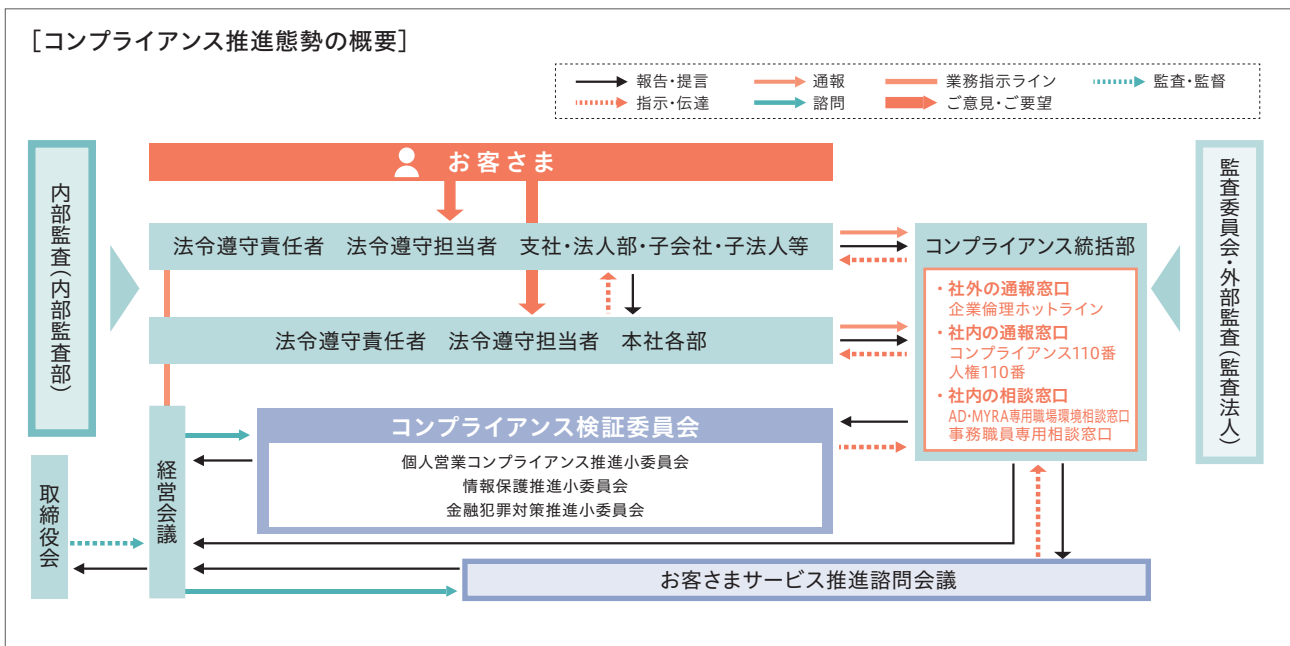
全所属に配置した法令遵守責任者・法令遵守担当者と連携し、コンプライアンス教育を含む不適正事象の未然防止策や発生した場合の対応等を実施しています。万一、不適正事象が発生した場合は、各所属の法令遵守責任者・法令遵守担当者を通じて同部に報告されるほか、発見者からの直接の報告ルートとして社外の内部通報窓口である「企業倫理ホットライン」、社内の内部通報窓口である「コンプライアンス110番」、「人権110番」を設置するとともに、社内の相談窓口として「AD・MYRA専用職場環境相談窓口」、「事務職員専用相談窓口」を設置し運営しています。

明治安田生命グループ全体のコンプライアンス態勢の組織横断的な検討・整備および業務執行部門への適切な提言を実施するため、コンプライアンス検証委員会を設置しています。また、社外委員を含むお客さまサービス推進諮問会議を設置し、お客さま志向の前提となるコンプライアンスに関する態勢整備・高度化策のうち重要な事項について諮問・報告する態勢としています。

## コンプライアンスの実践に向けた取組み

コンプライアンスの具体的な実践に向けて、「コンプライアンス実践計画」を年度ごとに策定し、コンプライアンスを推進しています。

本社・支社・法人部等の各所属においては、全社の計画をふまえ、それぞれの個別課題等に応じて策定した取組計画に基づき、日々、自律的な取組みを推進しています。評価結果は、コンプライアンス検証委員会等を経て、取締役会に報告されています。



## 企業行動規範(CSR行動方針)

「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、当社がお客様、地域社会、従業員からの期待に応え、社会的責任(CSR)を果たすための行動原則として「企業行動規範(CSR行動方針)」を定める。役職員は、職務遂行の際に、本行動規範を遵守する。

### 1. お客様志向の商品・サービス

私たちは、お客様を大切にすることに徹し、お客様満足を目指したクオリティの高い商品とサービスを提供します。

### 2. コミュニケーションの推進

私たちは、経営情報を適宜・適切に開示し、経営の透明性を高めるとともに、お客様の声を大切に、適切に業務に反映します。

### 3. 法令等の遵守

私たちは、法令をはじめとする社会的ルールを遵守し、社会的規範にもとめることのない公正・誠実な企業活動を行います。また、各国・地域の法令を遵守し、国際規範を尊重します。

### 4. お客様等に関する情報の厳正管理

私たちは、お客様に関する情報等、会社が保有するすべての情報を厳正に管理し、その保護を徹底します。

### 5. 反社会的勢力・金融犯罪への対応

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断を徹底し、また、当社との取引がマネー・ロンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不正な取引はしません。

### 6. 社会貢献と環境への取組み

私たちは、お客様とともに暮らす社会の健全かつ持続的な発展に努め、社会貢献や環境保全活動に積極的に取り組みます。

### 7. 人権等の尊重

私たちは、お客様はもとより、社会の一人ひとりの人権を尊重します。また、国際的な事業活動においては、各国・地域の文化や慣習に配慮します。

### 8. 働きがいのある職場環境の維持

私たちは、職員一人ひとりの個性を尊重し、多様な人材が意欲や能力を最大限発揮できる働きやすく、働きがいのある職場環境を維持します。

### 9. リスク管理の徹底と企業価値向上の取組み

私たちは、リスクに対する十分な理解のもと、その適切なコントロールに努め、経営の健全性を確保しつつ企業価値の向上に取り組みます。

### 10. 情報公開と説明責任の遂行

私たちは、お客様や社会に影響を及ぼす事態が生じた場合には、原因究明と再発防止を行ない、迅速かつ確かな情報公開と説明責任を果たすよう努めます。

## 明治安田生命 販売・サービス方針

私たちは、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、常にお客さまに最適な商品と質の高いサービスをご提供することに努めます。  
また、高い倫理観に基づいた法令等の遵守(コンプライアンス)を行動の規範とし、保険募集をはじめとする業務の適正を確保することにより、お客さまの信頼にお応えできるよう努めます。

### 1. 最適な商品の提供と適切な商品説明

お客さまのライフステージ、加入目的、財産状況等に応じた最適な商品をご提案するコンサルティングサービスに努めます。お客さまのご意向に沿った商品提案と商品内容を十分ご理解いただくための「契約概要」、「注意喚起情報」等のご説明をはじめとする商品選択のための情報をご提供します。また、商品内容がお客さまのご意向に合致していることを「意向比較・確認書」等を用いて確認します。特に、変額年金等の市場リスクのある商品については、お客さまの投資経験、投資目的、収入・財産の状況等に応じて、商品およびリスクの内容について十分ご説明します。

高齢の方へは、ご意向の確認のためにきめ細やかな対応を行なうとともに、商品内容等に誤解が生じないよう、より丁寧な説明に努めます。また、未成年の方、特に15歳未満の方を被保険者とする生命保険契約については、適正な保険金額が設定されるよう適切な募集に努めます。

### 2. お客さま本位の販売

販売にあたり、法令等を遵守することももちろん、お客さまの立場に立ち、販売の方法、場所、時間帯等に配慮するよう努めます。

### 3. ご加入後のお客さまサービスの充実

ご加入後も、ご契約内容等を適時・適切にお知らせするとともに、ご契約内容変更等の各種お手続きの際には、お客さまのご意向を把握・確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

保険金・給付金等のお支払いについて、お申し出内容およびご契約内容にもとづき、お

支払いできる可能性がある保険金・給付金等を確認のうえ、もれなくご案内するとともに、お手続きの際は、正確かつ迅速に対応します。

お客さまからのご照会・ご相談・ご要望および苦情等について、お客さまの満足・信頼を得ることができるよう、公平性・迅速性等に配慮し、適切かつ十分に対応します。

### 4. お客さま対応力向上に資する教育・研修の実施

教育・研修態勢の充実を図るとともに、所定の教育体系・カリキュラムに基づいた教育研修を全役職員に対して実施することにより、商品知識およびお客さま対応に関する基本ルール・マナーの向上を図ります。

### 5. お客さまの情報の厳正な管理

販売にあたって知り得たお客さまの情報やご契約内容等の情報については、その管理規程を定め、管理責任者を任命したうえで、厳正な管理を行ないます。

### 6. 法令等の遵守

法令等の遵守(コンプライアンス)のための規範として「企業行動規範(CSR行動方針)」、「コンプライアンス・マニュアル」等を定め、コンプライアンス研修を全役職員に対して実施することにより、適正な販売の実現に努めます。

### 7. 反社会的勢力・金融犯罪への対応

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じません。また、当社との取引がマネー・ロンダリング等に利用されないよう努めるとともに、インサイダー取引等の不正な取引はしません。

## 反社会的勢力および金融犯罪への対応について

反社会的勢力との関係遮断、およびマネー・ロンダリングやインサイダー取引等の金融犯罪への対応を推進・徹底することは、お客さまを大切に、お客さまや社会に信頼いただける会社づくりのための重要事項であるとともに、企業としての社会的責任であると認識しています。

「企業行動規範(CSR行動方針)」においては、反社会的勢力との関係遮断を徹底すること、当社との取引がマネー・ロンダリング等に利用されないよう努めること、また、インサイダー取引等の不正な取引はしないことを掲げています。また、「企業行動規範(CSR行動方針)」をより具体化した「職務遂行にあたっての考え方」では、反社会的勢力から不当要求等を受けた場合は、屈することなく、関係各部と連携し組織的に対応すること、安易に金銭を支払うなどの対応は行なわないこと、および保険募集・投融資・物品購入等の場面において、相手方が反社会的勢力とつながりが無いかなど、十分注意することを定めています。

### 【基本方針・規程等】

「内部統制システムの基本方針」において、事案発生時の報告および対応に係る規程等の整備を行ない、警察等関連機関とも連携し反社会的勢力との関係遮断を徹底することを定めています。これに基づき、「反社会的勢力対応規程」・「反社会的勢力対応細則」を制定するとともに、社内の具体的な対応態勢、役職員の役割、対応事項・手順等を明確化した「反社勢力対策手順・解説書」を策定しています。

### 【反社会的勢力および金融犯罪への対応】

反社会的勢力および金融犯罪への対応を全社的に統括する部署として、コンプライアンス統括部に金融犯罪対策室を設置しています。さらに、「コンプライアンス検証委員会」およびその傘下の「金融犯罪対策推進小委員会」において、関係部が定期的に対応状況を確認することとしています。

反社会的勢力への対応については、組織ごとに、反社会的勢力の対応を行なう責任者および担当者等を任命し、組織として適切な対応を図る態勢を整備しています。反社会的勢力との関係を遮断するための具体的な対応として、平成24年4月に普通保険約款に暴力団排除条項を導入したほか、保険取引以外においては、暴力団排除条項を含む契約締結を行なうなど継続的な対応を実施しています。その他、反社会的勢力に関する情報等の一元管理に努めるとともに、「不当要求防止責任者講習」の受講促進、警察・弁護士等の外部機関との連携、諸会議・WEB研修等を通じた教育・指導を実施しています。

金融犯罪への対応については、犯罪収益移転防止法に則り、取引時確認等および疑わしい取引の届出に関する規程を制定し、取引時確認等および疑わしい取引の届出に対する社内報告態勢を整備のうえ、マネー・ロンダリング防止に努めています。また、インサイダー取引等の不正な取引防止のため、インサイダー取引等防止規程を制定、インサイダーに関する教育・指導態勢を整備しインサイダー取引等の防止に努めています。



## 個人情報保護について

当社の個人情報保護に関する基本的な考え方、方針を定めた「個人情報の保護に関する基本方針」を制定し、ホームページ等でこれを開示しています。

外部へ業務を委託する場合も含め、情報の取得から廃棄までの各管理段階において諸対策を講じる等、情報管理態勢の整備に努めています。

### 個人情報の保護に関する基本方針

明治安田生命保険相互会社(以下、当社といいます)は、「確かな安心を、いつまでも」という経営理念のもと、お客さまの個人情報、個人番号および特定個人情報(以下、個人情報等といいます)を適切に取り扱うことが大切な社会的責務と認識し、お客さまの個人情報等の保護に万全を尽くしてまいります。

1. 取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、個人情報等の取扱いに関し、お客さまからお預かりしている大切な情報の適正な利用と保護に努めます。</li> <li>・当社は、事業活動の特性をふまえ、個人情報等の取扱いに関し、その重要性を認識し、継続的な個人情報等の管理態勢の改善に努めます。</li> <li>・当社は、お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、適切かつ迅速に対応することに努めます。</li> <li>・当社は、「個人情報の保護に関する法律」等の関係法令を遵守いたします。</li> </ul>
2. 個人情報の定義	<p>当社では、個人情報を個人に関する情報で次のいずれかに該当するものと定義しています。</p> <p>(1)当該情報に含まれるお名前、生年月日等により個人を特定できるもの</p> <p>(2)個人識別符号(当該情報単体から特定の個人を識別できるものとして関係法令で定められた文字、番号、記号その他の符号をいいます)が含まれるもの</p>
3. 個人情報等の種類	<p>保険契約の締結等に必要の情報として、お客さまのお名前・住所・生年月日・性別・健康状態・職業等をご提供いただいております。当社が提供する各種サービスに関連し、必要な情報のご提供をお願いする場合があります。</p> <p>また、お手続きの内容により、個人番号をご提供いただく場合があります。個人番号および特定個人情報については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、番号法といいます)等に従い、厳格な安全管理措置を設けております。</p>
4. 個人情報等の取得方法	<p>主に申込書・契約書・アンケートにより、お客さまに関する情報を取得いたします。また、キャンペーン等の実施により、はがき等で情報をいただく場合があります。お客さまの情報の取得にあたっては、個人情報の保護に関する法律・保険業法・その他法令等に照らし、適正な方法で行なうこととします。</p> <p>なお、特定個人情報については、所定の申告書等により取得いたします。</p>
5. 個人情報等の利用目的	<p>当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い</li> <li>・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理</li> <li>・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ・その他保険に関連・付随する業務</li> </ul> <p>ただし、個人番号については、以下の事務に必要な範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務 ・企業年金に関する法定調書の作成・提出に関する事務</li> <li>・報酬、料金等の法定調書の作成・提出に関する事務 ・その他法令等に定める個人番号関係事務等</li> </ul> <p>これらの利用目的は、当社ホームページおよびディスクロージャー誌等に掲載するほか、お客さまから直接書面等にて情報を収集する場合に明示いたします。</p>
6. 個人情報等の提供	<p>お客さまに関する情報は、以下の場合において、必要な範囲で外部に提供することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あらかじめお客さまの同意がある場合 ・法令により必要とされる場合または提供が認められている場合</li> <li>・人の命、身体または財産の保護のために必要とされる場合 ・公共の利益のために必要とされる場合</li> <li>・適切な安全管理をしたうえで業務委託を行なう場合 ・法令に基づき特定の者と共同で利用する場合</li> </ul> <p>ただし、特定個人情報については、個人番号利用事務実施者への提出、特定個人情報の取扱いの全部または一部の委託を行なう場合等、番号法で認められた場合を除き、外部に提供いたしません。</p>
7. 個人情報等の開示・訂正等	<p>お客さまからご自身に関する情報の開示・訂正・削除・利用停止の依頼があった場合は、請求者ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別な理由がない限り回答・訂正等の対応をいたします。</p>
8. 個人情報等の管理	<p>お客さまに関する情報は、正確かつ最新の内容を保つよう常に適切な措置を講じております。また、お客さま情報への不正なアクセス、紛失、漏洩、毀損等の危険に対して必要な対策を講じるように努めております。さらに、従業者、明治安田生命グループ各社の従業者および委託先に対して必要かつ適切な監督を行なっております。</p> <p>また、当社ではお客さまに関する情報の保護・管理強化に向け、情報管理を専門に担当する部署および「情報保護推進小委員会」を設置し、全社横断的な取り組みを推進しております。</p>
9. 個人情報等に関するお客さまからのお申し出	<p>お客さまからの個人情報等の取扱いに関するお問い合わせおよびお申し出について、お申し出窓口を設置し、適切かつ迅速に対応いたします。</p>
10. 個人情報の保護に関する基本方針の見直し	<p>本方針は、適切な個人情報等の保護を実施するため、環境の変化等をふまえ、継続的に見直します。</p>

**個人情報等の取扱いに関するお申し出** お客さまの個人情報等の取扱いに関するお申し出は、下記までお問い合わせください。



コミュニケーションセンター

**0120-662-332**

月曜～金曜9:00～18:00/土曜9:00～17:00  
(いずれも祝日・年末年始を除く)

\*コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。